

令和3年第2回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和3年6月3日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 6月3日 午前10時15分開会
4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠
3番 上佳宏 4番 下中一平
5番 山本義史 6番 上滝義平
7番 野木康司 8番 中西利彦
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町長	中井章太	副町長	和田圭史
教育長	森本弥寿則	協働推進担当参事	北谷隆範
総務課長	戸毛祥博	政策戦略課長	小西修司
協働のまち推進課長	山本剛	町民税務課長	藤本和彦
長寿福祉課長	吉村直樹	暮らし環境整備課長	森脇登志男
農林振興課長	中尾勇	産業観光課長	辻中哲也
教育次長	上林勝則	生涯学習課長	紙森智章

9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局長	坂本やよい	主査	中出敬子
----	-------	----	------

10. 議事日程

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議長の諸報告について
- 日程4 報第1号 令和2年度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程 5	報第 2 号	令和 2 年度吉野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程 6	報第 3 号	令和 2 年度吉野町土地開発公社決算及び事業報告について
日程 7	報第 4 号	令和 3 年度吉野町土地開発公社予算及び事業計画・資金計画について
日程 8	承第 2 号	吉野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程 9	承第 3 号	半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程 10	承第 4 号	吉野町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程 11	承第 5 号	令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて
日程 12	承第 6 号	令和 3 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて
日程 13	議第 23 号	令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について
日程 14		要望等
日程 15		一般質問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野 木 議 長

ただ今の出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回吉野町議会定例会を開会いたします。

本定例会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。

本定例会においては、長時間の密閉空間を避けるため適宜休憩をとり議場の換気を行います。会期中はマスク等の着用をお願いいたします。また、発言時においては飛沫感染防止の観点から登壇しての発言以外は、自席にて着席のまま行っていただきますようお願い申し上げます。次に飲み物の持込み及び飲用についても従来どおりとし、傍聴人の方々にも本町議会傍聴規則の一部を適用除外し、マスク等の着用、飲み物の持込み及び飲用についても同様といたします。傍聴人の方をはじめ町議会に係る皆様の健康と安全を最優先に考え感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名について

会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

3番 上佳宏議員、4番 下中一平議員を指名いたします。

日程2 会期の決定についておはかります。

本定例会の会期は、本日より11日までの9日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より11日までの9日間に決定いたしました。

開会にあたり町長よりごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中 井 町 長

皆さんおはようございます。

開会にあたりひとことごあいさつを申し上げたいと思います。

まずは令和3年第2回吉野町議会定例会に全員ご出席賜り、誠にありがとうございます。本定例会に上程させていただく議案は報告案件が4件、専決処分の承認案件が5件、補正予算（案）が1件でございます。

皆様方の慎重審議賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、この機会を通しまして、行政報告並びにただいまワクチン接種に向けて取り組んでいる状況でございますので、その点につきましてプロジェクトチームを立ち上げて取り組んでいる状況も含めて少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、緊急事態宣言が6月20日まで延長されております。近隣府県そして奈良県としては緊急対処措置という形で吉野町におきましても、対策本部をこの6月20日まで従来の形で延長しておるということでございますので、職員そしてまた各会議等もできるだけ感染対策をしっかりとしながら社会経済に影響を及ぼす部分に関してはしますけども、及ぼさない部分を中止してそして延期する、そしてまたどうしても社会経済活動が伴うものにつきましては、感染対策をしっかりとする体制で臨んで参りたいと思っております。

そして、新型コロナワクチン接種のプロジェクトチームにつきまして発足をさせていただいております。これは少し経緯をお話させていただきますと当初吉野町、大淀町、下市町この3町で、合同接種で65歳以上の接種完了を9月末を予定しておりました。ゴールデンウィーク前に総務省また総理大臣のほうから65歳以上の接種を7月末までに終了するようにと要請がございました。それに伴い接種の体制・スケジュールを見直し、吉野町におきましてはプロジェクトチームを設置は5月1日からになっておりますけれども1名派遣を長寿福祉課にしております。その中で業務体制の見直しそしてどういう業務があるかというのを整理のもとできるだけ早い形で接種体制を構築するという形でございますけれども、昨今の様々な国からの要請そして制度の変更等々がございましたので、もうこれは通常の業務をプラスアルファ、プロジェクトチームという形で各課から1人以上このプロジェクトチームに派遣をしてチーム体制としてやっていくという形で6月1日から進んでおります。

4つのグループにさせていただいております。庶務管理グループ、環境体制整備、そしてシステム接種情報グループ、情報発信グループ、この4つに分かれて今、7月末の高齢者終了そしてまた順次64歳以下、基礎疾患のある方に移っていきながら9月上旬、遅くとも9月末までに全員の皆様方に終了を目指して取り組んでいるところでございます。特に皆さん方がちょっと心配されておりますし、いま奈良県のワクチンの65歳以上の接種状況の数字がリアルタイムに出てくるようになりました。これは奈良県だけではなく国のほうでも各都道府県におきまして、このワクチンの接種状況の数字が公表されております。これなんですけれども、いまこの数字が非常に皆さん方もなかなかご理解いただけない部分もあるんですけれども、今国のほうではVRSと言いまして、「ワクチン接種記録システム」この数字が政府のほうでデータ公表している数字でございます。この数字が反映されて昨日ですか、読売新聞もワクチンの接種率上位5件からワクチンを供給すると。これは和歌山県とか高知県とかあったと思うんですけれども、優先的に配分するという形で河野大臣のほうから明言されております。いま奈良県のほうはV-SYSという形で「ワクチン接種円滑化システム」というこの高齢者ですとか医療施設、福祉施設このへんの最初入力してきた接種円滑化システムをまだ使っております。これは県のほうにも医療政策局長にも確認をさせていただいております。国のほうにも確認をさせていただきますとVRSに変えていくということでございますので、できる限りこのシステム情報、接種情報におきましてはリアルタイムにこのVRSへの入力をしていくという体制を構築して参りたいと思っておりますので、いまの体制でいきますと確実に7月末までには希望する高齢者の皆様方に打てる状況を整えて参りますので議会の皆様方、そして町民の皆様方も安心していただければなというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

そして行政報告でございますけれども、3月の議会以降かなり行事も増えておりますけれどもちょっと主な点だけお話をさせていただきます。

4月2日でございます。これは3月議会の専決処分また臨時議会でも抗原検査キットという形で皆様方もご心配もされ、そして承認もいただいた分でございます。桜の観桜期にバスの観光客が減っているということで奈良交通も協力

していただきながら試験的に抗原検査キット付きプラン、ツアーを実施させていただきました。参加された方々、またこれ一般質問でもあろうかと思えますけれども、喜んでいただきそして今後のまたバスツアーの安心したツアーに繋げることができるのではないのかなというふうに感じております。またメディア等々でも今までにないコラボでしたのでミスターサンデーも数分ですけれども出さしていただいたり、また映像として吉野山の桜の風景が流れたということで観光戦略の1つとしても抗原検査付きプランを実施できてよかったんじゃないかなと思っております。

そして4月6日火曜日でございますけれども、奈良県フォレスターアカデミー開校入学式でございます。これも従来からこのフォレスターアカデミーに關しまして議員時代にも知事のほうにも質問させていただき何とか吉野に林業大学校をとという話をさせていただき、その中でスイスのフォレスター制度を利用したフォレスターアカデミーが開校されました。吉野町にあるフォレスターアカデミーでございますので私自身も先日フォレスターアカデミーの校長ともお話をさせていただいて、できるだけ協力をさせていただきますし私もできる限り今までの山の知識を活かしてまた話もさせていただきますということで連携をとっていきたいなというふうに思っております。

そして4月12日東京2020オリンピック聖火リレーが吉野山で開催されました。これも通常例年であれば、桜の満開の中でこれができるんですけれども例年になく2、3週間早いということでこの4月12日は、桜そのものはほぼ新緑に移りつつあったんですけれども無事に職員そしてまた地域関係者・ボランティアの皆さん方のおかげをもちまして無事に聖火リレーができましたこと改めて感謝申し上げます。

そして5月に入りまして29日、先週の土曜日から3町合同でコロナワクチン接種の初日がスタートしております。初日の日には私、副町長もそしてまた担当の長寿のほうも行かせていただきまして若干受付で待つということがあったんですけれども2日目には聞かせていただくと、予定よりもスムーズにいつて早い段階で終わったということで聞いております。隣に南奈良総合医療センターがあると救急の時には対応できるということで当初の3町合同で接種した時

の安心という部分を重視した点においてはまず順調なスタートがきれたのではないかなと思っております。

そして翌30日です。これは従来活力ある地方をつくる首長の会といいまして、これはほとんど全国の首長さんとですね知事も含めてですけれども全国の首長さんが色々ワクチンとか地方創生のことをZoomで意見交換会をするということがございます。この時はワクチン意見交換会ということで河野大臣が直接意見交換に応じていただきまして、そういったリアルタイムな情報を収集しながら吉野町でも進めて参りたいと思っております。以上が行政報告でございます。

改めまして慎重審議を賜り、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

野木議長

ありがとうございました。

日程3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第128条第1項ただし書きの規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。

日程4 報第1号「令和2年度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。小西政策戦略課長。

小西政策
戦略課長

ただいま上程いただきました報第1号「令和2年度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」をご説明申し上げます。

お手元に配布させていただいております「令和3年度第2回吉野町議会定例会提出議案等説明資料 提出日3年6月3日」によりご説明申し上げます。

開いていただきまして1ページでございます。

報第1号「令和2年度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

でございます。根拠といたしましては、地方自治法第 213 条第 1 項により作成する繰越明許費について、同法施行令第 146 条第 2 項に基づき本議会に報告をさせていただくものでございます。

続いて繰越明許費についてご報告申し上げます。

繰越明許費につきましては、お示しの表につきまして予算科目を縦軸に「款」を列記いたしております。横軸にいたしましては予算科目・項・事業名・翌年度繰越額につきまして、各千円単位でお示しさせていただいております。

それではご説明申し上げます。

2 款「総務費」2 項「企画費」事業名「第 5 次総合計画策定事業費」1,460 万 9,000 円でございます。同項「新たな地域公共交通体系整備事業」2,843 万 1,000 円でございます。3 款「民生費」1 項「社会福祉費」「地域福祉計画策定事業」462 万円でございます。6 款「観光商工費」1 項「観光商工費」事業名「新たな観光スタイル推進事業」439 万 3,000 円でございます。同項「吉野の魅力再発見 P R 広報事業」600 万円でございます。同項「事業所継続応援事業」789 万 9,000 円でございます。7 款「土木費」2 項「道路橋梁費」「町道新設改良事業」2,770 万円でございます。5 項「下水道費」「下水道特別会計繰出金」200 万円でございます。8 款「消防費」1 項「消防費」「消防施設整備事業」389 万円でございます。同項「災害対策事業」436 万 7,000 円でございます。9 款「教育費」1 項「教育総務費」「小中一貫教育推進事業」1 億 4,220 万円でございます。翌年度への繰越額（11 事業）計 2 億 4,610 万 9,000 円でございます。翌年度の繰越の財源といたしましてお示ししています資料につきましては、未収入特定財源といたしまして「国庫支出金」8,123 万円、「町債」1 億 2,900 万円、「一般財源」が 3,587 万 9,000 円でございます。以上でございます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程5 報第2号「令和2年度吉野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。森脇暮らし環境整備課長。

森脇
暮らし環境
整備課長

それでは、報第2号「令和2年度吉野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」説明をさせていただきます。

説明資料の2ページをお願いします。

報第2号「令和2年度吉野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」根拠法令につきましては、さきほど事務局の説明のとおりです。

繰越明許費につきましては、1款「下水道事業費」1項「下水道事業費」事業名は「公共下水道建設事業」翌年度への繰越額合計900万円です。

財源の内訳につきましては、「国庫支出金」350万円、「町債」350万円、「その他一般会計からの繰入金」が200万円です。以上でございます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程6 報第3号「令和2年度吉野町土地開発公社決算及び事業報告について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

戸毛総務課長

戸毛
総務課長

失礼します。

報第3号「令和2年度吉野町土地開発公社決算及び事業報告について」説明を申し上げます。提出議案等説明資料3ページをご覧くださいと思います。

まず、令和2年度の決算の概要を説明させていただきます。

収益的収入及び支出でございますが、収入は500円。定期預金の利息でござ

います。支出はございませんでした。また資本的収入及び支出でございますが、収入はゼロ。支出につきましては2万6,118円。こちらは土地開発基金への利息の支払いでございます。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、前年度繰越利益剰余金で補てんをしたものでございます。また3番の剰余金処理計算書でございますが、前年度と比較しまして500円増額いたしまして4,818万3,844円となったものでございます。

4番の事業報告につきましては、2年度は積極的公有地取得がなかったということで通常常務に終始したところでございます。

公有財産の移動はございませんでした。以上でございます。よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程7 報第4号「令和3年度吉野町土地開発公社予算及び事業計画・資金計画について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。戸毛総務課長。

戸毛
総務課長

失礼いたします。

報第4号につきまして説明を申し上げます。

同じく説明資料の4ページをご覧いただきたいと思います。

令和3年度の土地開発公社の予算の概要でございます。

収益的収入及び支出につきましては、それぞれ42万円と定めるものでございます。また2番の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は1,100万円。長期借入金、これにつきましては、公有地取得が発生した場合借入を行うものでございます。また支出につきましては、資本的支出1,105万4,000円でございます。こちらにつきましても公有地取得費及び土地開発基金への利息で

ございます。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額5万4,000円につきましても、前年度繰越利益剰余金で補てんするものでございます。3番の事業計画でございますが、令和3年度につきましても公共用地の先行取得1,000万円またそれに付随する事業費用として100万円を計上しております。なお、資本計画につきましても以上のとおりでございます。なお、急遽の土地の購入があつて必要になった場合の予算ということでご理解をいただけるとありがたいと思います。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程8 承第2号「吉野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。藤本町民税務課長。

藤本町民
税務課長

承第2号「吉野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

根拠法令等につきましては、さきほど事務局の説明のあったとおりです。

専決処分の事項といたしまして新型コロナウイルス感染症対策関連の吉野町税条例等の一部を改正する条例です。

専決処分理由等につきましては、さきほど事務局の説明のあったとおりです。改正概要につきましては、個人住民税関係につきましては住宅借入金等特別税額控除について適用期間を1年延長、また固定資産税関係につきましては現行の土地に係る負担調整措置についての仕組みを令和5年度まで継続、軽自動車税関係につきましては種別割のグリーン化特例について重点化を行ったうえで2

年間延長等です。施行期日につきましては令和3年4月1日施行となっております。審議の程よろしく申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程9 承第3号「半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。藤本町民税務課長。

藤本町民
税務課長

承第3号「半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」説明資料の6ページをご覧ください。

根拠法令等につきましては、さきほど事務局の説明のとおりです。

専決処分事項につきましては、半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例の一部を改正する条例です。

専決処分の理由等につきましては、さきほど事務局の説明のあったとおりです。改正概要につきましては、半島振興法による固定資産税の不均一課税の適

用期限を令和3年3月31日から令和5年3月31日に延長するものです。
施行期日につきましては、令和3年4月1日施行となっております。
審議の程よろしく申し上げます。

野木議長 質疑を求めます。上滝議員。

上滝議員 ちょっと質問させていただきます。

この専決処分の承認は半島振興対策実施地域指定ということで、吉野町には該当するという具体的な例を教えてくださいたいと思います。

野木議長 藤本町民税務課長。

藤本町民税務課長 吉野町で、償却資産税等の申告が4月1日までにあり、それに基づいて不均一課税を実施しております。約8件等あります。

上滝議員 再度質問させていただきます。

答えとしては、償却資産税というような話をしましたが具体的に償却資産税は何かを稼働するときにそれに対する機械が必要だと、その機械に対する課税対象なのか私なりに考えるのは、ああいう竹林院さんとかほか何件かのホテルがありますね。そこらの固定資産税の対応はどうなのかということをお伺いしたいだけです。

野木議長 上滝議員、固有名詞はできるだけ控えていただきたいと思います。
藤本町民税務課長。

藤本町民税務課長 すみません。償却資産税等が主なところになっております。

家屋等については不均一課税、ちょっと今資料がありませんので後に回答させていただきます。以上です。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 さきほど大きなホテルの紹介を勝手にさせてもらいましたが、これ何年ほどもう続いているんですか。この不均一課税というのは。

野木議長 藤本町民税務課長。

藤本町民税務課長 すみません。今、手元に資料がありませんので後に報告させていただきます。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 後で、私たち皆さんに納得のいく説明をしていただきたいと思います。
不均一課税で課税されていないのは、何件か5件ほど私はあると思うんですけども、その税金はどのくらいの税であるのかということとはわかりません。
しかし、何年続いて今何年目に入っておるのかということをお聞かせ願いたいわけですが、後でまたご報告願います。以上。

野木議長 他に質疑ございませんか。
質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。
おはかりします。
本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。
(「 異 議 な し 」 の声あり)
異議なしと認めます。
よって、本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程 10 承第 4 号「吉野町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。吉村長寿福祉課長。

吉 村 長 寿
福 祉 課 長

承第 4 号「吉野町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」です。議案説明資料 7 ページをお開きください。

根拠法令につきましては、承第 3 号と同様でございます。

専決処分の概要でございますが、専決処分事項「吉野町介護保険条例の一部を改正する条例」専決処分年月日「令和 3 年 3 月 31 日」専決処分の理由等につきましては、さきほど事務局が説明のとおりでございます。

改正概要、令和 2 年度実施していました新型コロナウイルス感染の影響により世帯の生計を主として維持する者の収入が減少したこと等による介護保険第 1 号保険料の減免基準の規定の日付を 1 年延長するものでございます。

また国からの通知のあった定義、合計所得金額の定義を追加するものでございます。参考事項といたしましては、対象となる保険料「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに納期限が定められた介護保険料」になります。対象者「新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計を主として維持する者の収入減少が見込まれる者」が該当されます。施行期日「令和 3 年 4 月 1 日施行」でございます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

野 木 議 長

質疑を求めます。

上滝議員。

上 滝 議 員

ちょっとお聞きします。

介護保険料というのは、年齢は 40 歳以上と聞いとるんですけども、このコロナに関わっての生活支援という部分もあろうかと思えますけども、この課税は何年に何回課税してるのか、その流れだけ教えていただきたいと思えます。

以上。

野木議長 吉村長寿福祉課長。

吉村長寿 はい。お答えします。

福祉課長 今のご質問につきましては、まず介護保険料でございます。

第2号被保険者が40歳から64歳まで、第1号被保険者が65歳以上の者に課税をしてございます。以上でございます。

上滝議員 いつ頃その、2年に切り替えるとか。3年に切り替えるとかいう定義はないんですか。これも含めて。

野木議長 吉村課長。

吉村長寿 その定義とは。申し訳ございません。

福祉課長

上滝議員 例えば税率がこう変わってくるのは、比較的吉野町の場合は介護保険料は低い方だと聞いとるんですけれども、是正するというか、介護保険料の訂正をするのは何年ぐらいを目途に法的に決まっておるのかなと思ひまして。

野木議長 吉村課長。

吉村長寿 介護保険料の保険料の設定につきましては、高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画というのが今回定められまして、今年度が3年、4年、5年度分が昨年度に計画を策定されました。その計画に基づいて今回3月議会でもご説明させていただきましたように前回、第7期と保険料が変わらず6,100円という設定になってございます。以上でございます。

福祉課長

野木議長

上滝議員。

本件に対する質疑は既に3回になりましたので。

(「ああ、そうか。もう3回言うたか」の声あり)

はい。会議規則第55条の規定によりまして、簡明にお願いをいたします。

(「ええの、すいません」の声あり)

上滝議員

そんなことで、言う機会があんまりなかって今日思い出してんけども。

あと1つ、階層はそれで6,100円っていうことも聞いておりましたが、とにかく介護保険料とか国民健康保険料とか勝手に年金から引かれとるやんか。あれは勝手にではなしに承諾を得ながら自動振替をしたものかどうか。簡単に教えてください。以上。

野木議長

吉村長寿福祉課長。

吉村長寿

議長。申し訳ございません。

福祉課長

その件については、また総務委員会のほうでお答えさせていただきます。

(「はい、わかりました」の声あり)

野木議長

よろしいですか。

(「よろしいよ」の声あり)

他に質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程 11 承第 5 号「令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

（ 事 務 局 朗 読 ）

説明を求めます。小西政策戦略課長。

小 西 政 策
戦 略 課 長

ご説明申し上げます。

お手元議案説明資料 8 ページをご覧ください。

承第 5 号「令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

根拠法令につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項により専決処分した案件につき同法第 3 項の規定により議会に報告を申し上げご承認を賜るものでございます。

専決処分の概要といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策関連の予算「令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（第 1 号）」4 月 1 日に専決処分をさせていただいた案件についてご承認を賜るものでございます。

補正の概要についてご説明申し上げます。

第 3 表のところの部分につきましては、補正の歳入歳出の補正、補正の額、補正前、補正後、補正後の歳入歳出総額をお示ししております。まず、補正前の額につきましては 62 億 5,000 万円に対し、3,097 万円補正をお願いいたしまして、総額 62 億 8,097 万円といたしたものでございます。

次に歳入の補正について、ご説明申し上げます。

15 款「国庫支出金」補正額「3,070 万円」これにつきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による歳入部分でございます。

19 款「繰入金」「27 万円」こちらにつきましては、財政調整基金より繰入したものでございます。歳入合計 3,097 万円でございます。

歳出についてご説明申し上げます。

4款「衛生費」「3,070万円」水道事業会計繰出金でございます。こちらの部分につきましては、昨年6月から実施いたしておりますコロナに対しての新型コロナウイルス感染防止のための一般家庭で約30秒間水道料金を出しっぱなしにしても料金が上がらないというところの部分を見込んだ金額の水道料金、基本料金について減免をさせていただくものについて改めて9月まで延長する部分として適用させてる部分でございます。

続きまして、6款「消防費」でございます。「27万円」こちらにつきましては災害対策事業といたしまして、感染予防対策推進負担金といたしまして水道未普及地域への世帯への給付の部分でございます。

歳出合計補正額が3,097万円でございます。以上でございます。

よろしくご審議賜り、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程12 承第6号「令和3年度吉野町水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。森脇暮らし環境整備課長。

森 脇
暮らし環境
整備課長

説明資料の9ページをお願いします。

承第6号「令和3年度吉野町水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分
の承認を求めることについて」説明をさせていただきます。

根拠法令につきましては、さきほどの事務局の説明のとおりです。

専決処分の概要「新型コロナウイルス感染症対策関連」「令和3年度吉野町水道事業特別会計補正予算（第1号）」専決処分年月日「令和3年4月1日」補正予算の概要「収益的収入の補正」1款「水道事業収益」1項「営業収益」補正額「マイナス3,070万円」補正後の額「1億4,810万円」水道料金減免分等になっております。2項「営業外収益」補正額「3,070万円」補正後の額「1億4,762万円」一般会計からの繰入金でございます。歳入補正合計、補正額「ゼロ」補正後の額「2億9,577万円」です。水道基本料金減免（令和3年4月～9月分）に伴う営業収益の減を一般会計からの繰入金で補うものです。収益的支出の補正、1款「水道事業費用」1項「営業費用」補正額「39万円」補正後の額「3億8,641万円」上記に関連するシステム改修に係る分でございます。以上ご審議よろしくをお願いします。

野木議長

質疑を求めます。

（「質疑なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

（「意見なし」の声あり）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程 13 議第 23 号「令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

小西政策戦略課長。

小西政策
戦略課長

失礼いたします。

議第 23 号「令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について」議案説明資料 10 ページ、11 ページをもってご説明申し上げます。

補正予算の名称につきましては、さきほど申し上げました「令和 3 年度吉野町一般会計補正予算第 2 号」でございます。補正の内容につきましては、既定の歳入歳出予算額に 1,699 万 1,000 円を増額し、総額を 62 万 9,796 万 1,000 円とするものでございます。

（ 「何という読み方しとるんどよ」 の声あり ）

申し訳ございません。62 億 9,796 万 1,000 円とするものでございます。

地方債の補正でございます。地方債の補正については、変更するものでございます。河川整備事業につきましては、補正の限度額、500 万円、280 万円を補正し、限度額を 220 万円を補正し、限度額を 500 万円とするものでございます。また消防設備整備事業につきましては 610 万円を減額し、補正後の限度額について 2 億 8,480 万円とするものでございます。

続きまして、歳入の補正についてご説明申し上げます。

15 款「国庫支出金」補正額「2,898 万 2,000 円」でございます。内訳といたしまして「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」2,465 万 8,000 円、また「子育て世帯生活支援特別給付金補助金」432 万 4,000 円でございます。続いて、16 款「県支出金」でございます。610 万円でございます。「消防力強化支援事業補助金」消防車両への整備の部分でございます。続いて 20 款「繰越金」519 万 1,000 円の減額でございます。これは繰越金の減額でございます。続きまして、21 款「諸収入」でございます。900 万円の減額でございます。こちらの部分につきましては、南和広域医療企業団派遣事務雑入の減でございます。続きまして「町債」でございます。390 万円の減額でございます。こちらにつきましては、「緊急浚渫推進事業債」220 万円、加えて「緊急防災・減災事

業債」610万円の減額でございます。歳入合計といたしまして1,699万1,000円でございます。続いて、歳出の補正について申し上げます。歳出の補正につきましては、まず新型コロナウイルス感染症対策事業につきましてご説明申し上げます。まず1款「議会費」でございます。議会運営事業といたしまして、可動式のマイクシステムの導入に伴う費用といたしまして926万2,000円でございます。「総務費」におきましては、庁舎整備事業といたしましてアクリルパーテーション購入するための費用として165万円の支出でございます。「民生費」につきましては、子育て世帯生活応援事業といたしまして商品券を給付する事業といたしまして336万2,000円の増額の部分でございます。続いて同「民生費」といたしまして、こども園管理……、管理……、こども園管理総務事業といたしまして、といたしまして、滅菌庫購入3台分の66万円を計上するものでございます。同款「学童保育事業」といたしまして、同じく滅菌庫購入2台分44万円を購入するものの増額分でございます。続きまして、「観光商工費」といたしまして、事業所継続応援事業の483万円の増額補正の部分でございます。続きまして、教育費でございます。小学校中学校それぞれ滅菌庫を3台購入にあたりまして計66万円の増額するものでございます。事業費コロナ関連の対策の補正額につきましては合計2,086万4,000円でございます。

続きまして、コロナ対策以外の部分について、事業について、ご説明申し上げます。民生費の吉野広域行政組合負担金1,413万7,000円でございますが、こちらの部分については、広域行政組合から派遣に伴う派遣職員を求めたものにする増額部分でございます。続いて、子育て世帯生活応援特別給付金といたしまして432万4,000円でございます。続きまして、第8款「消防費」消防施設といたしまして財源の内訳を変更するものございまして、さきほど歳入のところでご説明申し上げました県の支出金に増額に伴い地方債を減額する部分でございます。残りの部分につきましては、人事異動の補正等によるものでございます。人事異動の補正等によるものにつきましては、2,233万4,000円の減額するものございまして歳出補正合計1,699万1,000円でございます。よろしくご審議賜るようお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

本会議の途中ですが、ここで新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策ため議場の換気のため、休憩をしたいと思います。

11時20分から再開をいたします。

(午前11時 8分 休憩)

(午前11時20分 再開)

日程14 「要望について」

要望書が3件提出されております。

上市横町町内会長 松本滋夫氏他1名より提出されております「町道舗装改修工事の要望について」を議題として上程し、事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

おはかりします。

本要望については産業建設委員会に付託いたしたいを思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本要望は産業建設委員会に付託することにいたします。

続きまして、宗教法人金峯山寺代表役員 五條良知氏より提出されております「蔵王堂の防災設備整備工事に伴う助成願いについて」を議題として、事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

おはかりします。

本要望については産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本要望は産業建設委員会に付託することにいたします。

続きまして、宗教法人東南院住職 五條良知氏より提出されております「文化財保存修理事業に対する助成のお願いについて」を議題とし、事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

おはかりします。

本要望については産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本要望は産業建設委員会に付託することにいたします。

続いて一般質問に入りたいと思いますが、準備の関係がございますので自席で待機願います。

野 木 議 長

日程15 一般質問に入ります。

6番、上滝義平議員より出されております

(1) 延滞金の徴収方針について

の一般質問をお願いいたします。

上滝議員。

上滝議員

6番、上滝でございます。

一般質問をただいまからさせていただきます。

私なりに分かりやすく質問をさせていただきますので、答弁される方々は皆さんに分かりやすいような言葉でお話をさせていただきたいことをお願い申し上げます。

野木議長

上滝議員、ちょっとすみません。

トラブルでマイクを交換したいという指示がありましたので、ちょっとお待ちください。すみません。

上滝議員、どうぞ。

上滝議員

そんなことで私のほうから、吉野町の町税の延滞金の徴収方法等々について、ただいまから担当課長に4件、一番最後に町長のほうからご回答願いたいと思います。

間違えました。課長から5件、最後に町長に1件を質問させていただきます。

まず最初に、吉野町の町税、法人税並びに固定資産税、償却資産税等々ございますが、町税そのものの滞納額を、まず担当課長から教えていただきたいと思います。

野木議長

藤本町民税務課長。

藤本町民
税務課長

それでは、令和2年度の町税及び国保税の滞納額を報告させていただきます。町税、調定額4,321万2,239円、収納額2,681万377円、収納率47.86%となっております。

上滝議員

もっと金額だけで簡単に、滞納額そのものを。

藤本町民
税務課長

国保税は、令和2年度、調定額が1,536万9,477円となっております。

上滝議員

町県民税は。

藤本町民
税務課長

町民税が先ほど、合計額が4,321万2,239円となっております。

上滝議員

それくらい残っておるの。

藤本町民
税務課長

令和2年度におきまして。

上滝議員

はい。もうそれで答弁け。

野木議長

上滝議員。着席のままで結構ですよ。

上滝議員

町民税、国保税、一括して滞納額を教えてくださいけれども、随分あんな。

ほんだら、次に、2番目にご質問をさせていただきます。

地方税法や税条例での延滞金の取扱いは、どう想定されていますか。

課長からお答え願いたいと思います。

野木議長

藤本町民税務課長。

藤本町民
税務課長

それでは、延滞金の規定なんです、地方税法第1条第14項に地方団体の徴収金として延滞金が規定され、また第2条で延滞金の課税権が明記されています。

当町におきましては、吉野町税条例第19条に納税者又は特別徴収義務者は納

期限後にその税金を納付する場合において延滞金額を加算して納入しなければならないと規定されています。

また、同条第1項1号から6号まで、延滞金についての期間等、また20条においては年当たりの割合の基礎となる日数を定めております。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 定めておるねんけれども、延滞金のそのものの取扱いはどうなんかということをお聞きしたいんです。

野木議長 藤本課長。

藤本町民
税務課長 延滞金の取扱いについては、現在の徴収する場合の基準を述べさせていただきます。

地方税法及び町条例に基づき、滞納額や滞納期間によって徴収することになっております。滞納者に対して督促状及び催告状を送付し、納税を促してはいますが、返答がないもの、また納付誓約書を提出していただいたにもかかわらず未納状態にある悪質滞納者が対象となっております。

ちなみに、徴収金額、過去5年ですが、28年度に9万9,423円、30年に1,865円の延滞金を徴収しております。

野木議長 上滝議員。着座にて結構です。

上滝議員 延滞金は、地方税法では課さなければならないと、課することができる、どちらですか。

野木議長 藤本課長。

藤本町民 延滞金は町条例の19条に納入しなければならないと規定されております。

税務課長 　ただ、延滞金については免除の部分もあります。地方税法ですが、地方税法第15条に、例えば納付誓約書等の提出により、徴収猶予があります。その要件には、1号には災害減免、2号には家族の病気等、3号には事業の廃止、4号には事業の損失、5号には前各号の類する事実があった等が明記されております。

　また、地方税法15条9の号では、徴収猶予の場合の延滞金の免除も規定されています。

野木議長 　上滝議員。

上滝議員 　地方税法ではやっぱり国の法律に基づいて、吉野町は対応しなければならないと思っております。

　地方税法ではもうはっきりと延滞金は課さなければならない、こうなっていますことを私も認識しておりますが、課長も認識しておられますか。

野木議長 　藤本町民税務課長。

藤本町民税務課長 　はい。認識しております。

上滝議員 　次に、現在の延滞金の利率は幾らですか。

野木議長 　藤本課長。

藤本町民税務課長 　現在、本日時点の利率を申し上げます。

　納付期限から1か月以内は2.5%、2か月目からは8.8%の利率となっております。

　ただし、延滞金については、計算上1,000円を超えるものに対して、延滞金として徴収が発生いたします。1,000円未満ですと課税されません。

それから、1,000円を超えて100以下については切捨てとなっております。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

先ほど来、課長のほうから2件、延滞金をもらったという実例を申し上げましたが、吉野町で延滞金を課する場合はどんなときなんですか。再度お答え願いたい。

野木議長

藤本町民税務課長。

藤本町民
税務課長

先ほど申し上げたように、地方税法、町条例に基づき、滞納額及び滞納期間によって徴収することとなっており、滞納者に対して先ほど申し上げたように、何の督促状、催告を送付しても返答がないもの、また、納付誓約書を提出したにもかかわらず未納状態にある悪質滞納者が対象になっており、その滞納者に対して差押えしたのに対して延滞金を徴収したという実績があります。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

延滞金をつけるまでに初めに督促を出し、その後何日間で督促状を出し、最後には差押えと。先ほどの数値、6万何ぼいうのと、あれは差押えした時点での差押えを該当したものについては延滞金を課しとるという認識はございますが、間違いございませんか、課長。

野木議長

藤本課長。

藤本町民
税務課長

上滝議員のおっしゃられるとおり認識しておりますが、前課長からの引継ぎを受けて、差押えに至らずとも悪質滞納者は延滞金を取るという方向で引継ぎを受けております。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

悪質とか悪質でないとかいうよりも、計画的に払った方がたくさんおられますけれども、それらは問題外ということなんですか。お答え願いたい。

野木議長

藤本課長。

藤本町民
税務課長

地方税法及び町条例に基づき、延滞金を徴収することになるんですが、先ほど述べさせていただいたように、地方税法の中には、例えば納付誓約書を提出した場合には災害減免、家族の病気、事業の廃止、事業の損失、またこれに類するものがあつたときには、地方税法15条の9の号で、納税猶予の場合の延滞金の免除も規定されております。

現在、町税、国保税におきましても、同様に対処しているところです。国保税に至りましては、分納誓約者に対しては短期保険証を発行して、本税納入を優先しております。

延滞金については先ほど説明しました、地方税法の免除規定を準用して対処しているところでございます。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

先ほどの答弁の中で、延滞金そのものを6万何千何ぼという話は、町県民税で言うておる話なのか、あるいは国民健康保険税で言うておるのか、どちらですか。

野木議長

藤本課長。

藤本町民
税務課長

町税です。

要するに、固定資産税、個人住民税等です。

上 滝 議 員 ほんだら、国民健康保険税は延滞金を取ったことがありますか、ありませんか。

野 木 議 長 藤本課長。

藤 本 町 民
税 務 課 長 現在、徴収した金額はないです。

野 木 議 長 上滝議員。

上 滝 議 員 延滞金を、同じ税でありながら、人によって延滞金を取ったり取らなかったりということがあろうのだが、不公平ではないかと私自身は思います。
それはどういうことですか、ご説明を願いたいと思います。

野 木 議 長 藤本町民税務課長。

藤 本 町 民
税 務 課 長 先ほどから説明させていただいていますように、確かに延滞金を取るということは地方税法で明記されていますが、延滞金の免除もきっちり規定されています。そのことを準用して取っていないのが現状です。

野 木 議 長 上滝議員。

上 滝 議 員 同じようなことを何回も言って悪いんですけども、実際、地方税法では第何十条か私忘れちゃったけれども、延滞金は課さなければならないと、誰でも課さなければならない。それなのに国保税も町県民税も取ったり取らんだりするのかよというようなことを、税務課のほうにも話したことがございますが、実際問題2件あった、その内容については差押えをした部分については、その滞納額に対して延滞金を課税すると、徴収すると、これは聞いております。

しかし、きちっと計画的にお金を払い、計画的に事情があった場合は、誰で

も延滞金を課していないと、こういう答えを聞いております。

しかし、これをやっぱり法律に基づいて、諸般の事情があろうかと思うけれども、課税すべきところは課税しなければならないのではないかという質問をしておるんです。

最後に町長にお伺いいたします。

町税の総額は7億円程度と減少していく中で、吉野町の今後の税金や延滞金の徴収方法や、これからの税金についての方向性をお聞かせ願いたいと思います。

町長のほうから。

野木議長

中井町長。

中井町長

ただいまの上滝議員の税金の方向性について、ご答弁をさせていただきます。

まず、前提としては日本国憲法第30条、納税の義務を負う、これは国民全ての方が納税の義務を負うという前提の中で答弁をさせていただきたいと思います。

まず、吉野町の行政サービスもいろいろな事業をしていくためには、安全な、確実な歳入が必要不可欠でございます。先ほど上滝議員からも7億円程度という形の町税の話もいただきました。町独自の自主財源としては、この財源が根幹をなす税収でございます。

あとは国からの地方交付税が大きな財源でございますけれども、この自主財源を確実に確保されることが大原則、この前提でお答えをさせていただきます。

2つあると思います、この理念に関しては。法に基づく課税徴収、これは租税、法律主義の原則。そして、もう一つは担税力の公平な負担を分配するという形で公平負担の原則。この2つの理念を基に地方税法が定められております。

先ほどから話ありました延滞金等々ございますけれども、基本的には大多数の方が納期内にしっかり納めていただくための整備をしていく、それが大前提でございます。

その中で少しお話をさせていただきますけれども、社会保障、福祉、社会整

備、社会整備等サービス、先ほどからですけれども、町民の皆様にサービスをしていくために、皆様からお支払いいただきました、税金、保険税、使用料等を、財源を提供させていただいております。多くの皆様、先ほども言いましたけれども、多くの皆様は納期限までにお支払いをいただいておりますけれども、何らかの理由により納付いただけない方や、納期限が過ぎてもお支払いに応じていただけない方もおられます。このような滞納を放置していくと、先ほどありましたように、納付意識の希薄化につながり、また納期限内に納付していただいている方との公平性、先ほどの公平負担の原則を保てないこととなります。

また、未集金を増加させると先ほど滞納額の話もありましたけれども、町の財政を圧迫し、住民サービスの低下、町政運営に支障を来すことにもなりかねません。

そのような事態を回避するため、再三の納付催告に対して応じていただけない方には、法令に基づく滞納処分を行う場合もあり、また厳正に、適正に対応していきたいと考えております。

先ほど地方税法に基づく延滞金の減免等々の話もございました。いわゆる納めていただける方が、しっかりと公平性を保つという観点においても、個々の納付することができない場合は、町行政としましてもそのまま放置せず、分割納付等できる場合がありますので、担当課にご相談をいただける、そういったことを大切にしながら行政運営をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

町長、その話はな、話としてはよく分かる。

しかし、ほんまにまともに払った者がばかを見るようなことではいけないという話と、延滞金を国保税も町税も取っていないという事実があんのやから、令和3年度から取るのか取れへんのか、そういうことをはっきりと言ってもらわな、町民はそんな相談にも行かれへんし、惑うようになるけれども、惑うっ

てややこしくなるけれども、実際、町長が地方税法にのっつて、令和3年度から延滞金も課税しますというんやったら、それはそれでよろしいねん。

しかし、どっちや分からへんていう話では回答にはならないと思います。

再度お願いしたい。

野木議長

中井町長。

中井町長

今、上滝議員のほうから、令和3年度からという話もございました。

ただ、この税法に関しましては、従来からこの形で運営をしております。以前、例えば担当職員等々、今、上滝議員が個別的なことで、ある意味誤った認識の下、そういう事象が起きているケースがあったとしても、それをいわゆる令和3年度からというよりかは、ずっと納付しなければならない前提の中で、現在納付している方々が不平等にならないような形で努めておりますので、令和3年度からというよりも、今までからずっとそういう形でやっておりますので、新たに今、上滝議員がおっしゃるようなことが以前にあるということであれば、今、吉野町条例の中には、いわゆる延滞金、減免の取扱い要綱等はございません。コロナによっていろいろな経済的負担であったり予期せぬことが出てきております。

様々な地方税法にちなんだ、こういった減免の要綱等も、これから検討してまいりたいなというふうに思っております。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

私の強調した令和3年度というのは、3年度からの行政の市税そのものがどうなのかなというふうに私は常々思っているわけでございます。

例えば、国保税なんか一回も延滞金は課していない。また町県民税、固定資産税等々、償却資産税等についても延滞金を課していない。その課していないのに、いつからほんたら課すんだよと。地方税法では課さなければならないとなつとるのにいつからだよと。こういうことを私は問うとるわけでございませ

て、そんな取ったり取らんだり、この人は取る、取らんという不公平さがあるてええのかよと。

差押えした場合だけ延滞金を取っておるとというのが吉野町の実情ですよ。町長、ご存じですか。延滞金を取るのは、差押えした時点で差押えした人に延滞金を頂いておるといのは現実なんですよ。ほかは分割納付で緩やかな納付をしておるんですよ。

私はそんなことやなしに、法律どおり督促をし、催促をし、そして督促手数料を100円か84円か、今郵便84円かな、払っておるといような状況だけで延滞金を取っていない。延滞金も取らずに調定していくといような話も聞きましたけれども、そんな不平等があつていいのかよと。この大事な税金を無駄遣いしないでやってもらいたい。

コロナの問題においても、訂正のおわびとか何とかで2通も3通も郵便来て、郵送料だけでも相当な金がかかっておる。それみんな税金やないかいと。もっと真面目にやってほしいという声が、現実にあることをお知らせいたしまして、私の質問を終わります。

議長ありがとうございます。

野 木 議 長

昼食休憩に入りたいと思います。再開は1時からといたします。

(午前 11時53分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

野 木 議 長

再開いたします。

続いて、1番、藤本昌義議員より出されております

(1) 新型コロナワクチン接種について

(2) これからの吉野町のデジタル推進について

の一般質問をお願いします。

藤本議員。

藤本議員

1番、藤本でございます。

一般質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私の質問は2点あります。

1点目は、新型コロナワクチン接種について、そして2点目は、これからの吉野町のデジタル推進ということでお伺いいたしたいと思います。

それでは、まず1番目の新型コロナワクチン接種についてでございます。

この件に関しましては、多大なる業務量で長寿福祉課の職員の皆様、また吉野町の職員の皆様方の、本当に大変な仕事ぶりを拝見させていただきまして、その仕事ぶりには頭が下がる思いでございます。厚く御礼申し上げます。

ようやく5月29日から新型コロナワクチンの集団接種が開始されました。この5月29日は私も南館、南奈良看護専門学校のほうへ、現場のほう見にまいりました。初日はいろいろと初めてということで、ちょっとした不手際等もあったようでございますが、日曜日からは解消されたというふうにお聞きしております。

この予約の開始日が5月17日で、もうその日のうちに定員に達し、翌日からは予約できない状況となりました。また、個別接種につきましても、急な変更で2つのクリニックや医院が、接種が1か月以上先に延期されました。そういったことで吉野町の住民の皆様がいろいろ大変不安に思い、また混乱を招いていろいろな多分クレーム、苦情も町のほうにもあったことと思います。

情報というものはいろいろ、吉野町からだけではなくてあちこちから入ってまいります。ちなみに本日のニュースでは、7月末までに高齢者の接種終了の自治体は98.7%と。そして、ワクチン接種した人はもう1,000万人以上というふうな報道も入っております。

また、奈良県の39市町村の状況、5月28日に奈良県が発表されました。曽爾村が88.5%を含めて、隣の川上村では81.3%。そのときに吉野町が0.6%であって最低というような報道もされたことから、ますます吉野町の住民の皆様は不安を感じております。吉野町単独事業がではないことは重々承知です。当然、大淀町、下市町の合同事業でありますし、国の動向によっていろいろな変更もあることも承知しております。

しかしながら、吉野町の住民の皆さんはそういうことも踏まえて、吉野町どうなっているのというようなご意見をたくさん頂戴します。

ここで改めて、現在の状況と今後の予定、特にその数も含めてお願いしたいと思います。

第1期の集団予約の数は630というふうに紙面に載っておりましたが、2回目は一体幾らなのか。

また、今、追加予約していますけれども、定数を3町の枠でしかないから、吉野町は一体どれだけあるのか、そういうことも含めて正しく適切に、そして短く説明をお願いしたいと思います。

町長か課長かどちらでも結構です。お願いします。

野木議長

中井町長。

中井町長

藤本議員の一般質問にお答えさせていただきます。

若干、補足等々は担当課長からご説明をさせていただきます。

まずは、藤本議員おっしゃっていただきましたように、3町合同でやっておりまして、この情報の出し方において、町民さんに関しまして若干、個別接種が延長になったり、不安を仰いでいることに関しましては、誠に申し訳ないなというふうに思っております。

そんな中で現在の集団接種、そして個別接種でございますけれども、基本的に7月末までに希望する高齢者に対して接種をできるような環境をつくるということで、現時点での報告をさせていただきます。

集団接種でございますけれども、これは第1期の土曜日、日曜日が追加枠も含めまして、5月29日から7月9日までは1,024、これは枠でいきますんで、ほぼ取れておりますけれども、1,024名。そして、平日、本日3日から予約をいただいております。お助け隊も行っているんですけども、この平日の昼が192人。そして、平日の夜が252人。

これがいわゆる第1期の5月29日から7月9日、若干、最終の土日の部分は本日の追加予約で埋まって1,024人でございます。

先に集団接種からいきますと、7月末までで終わる第2期のクールですけれども、これは1回だけ160人ですけれども、これは7月31日が2回目の終了になりますので、160人がいけるということでございます。

そして、個別接種に関してですけれども、これは南奈良の企業団が主催で、中心になってやっていただいております。これはあくまで現時点での定員に対するパーセンテージの枠で言っていますので、若干の多少の違いがあると思いますけれども、吉野病院の院内で受けられる方が249名。吉野病院のこれは企業団として協力いただいて、枠を広げていただいた方々で600人。南奈良総合医療センターの個別接種が現在203名。これで大体、まだ潮田医院、島田医院は現時点では全然カウントされていませんので、2,680人という形で83.7%の方が、もうこれで大体8割で大体、末までの希望ということで換算しています。

ここに潮田先生、島田医院の先生方には、これは郡の医師会の理事会等々の決定がございます。これは全力を挙げて、開業医の方々が協力していただくという思いを持っておられますので、行政としてもしっかりサポートしていきたいなど。ここがいわゆる、まだかかりつけ医でなかなか行けない方を、やはり受けるという環境を整えたいというふうに思っております。

この点が現時点での数字でございます。

この情報の出し方なんですけれども、いわゆる今、藤本議員おっしゃっていただいたように、できる限り枠もそうですけれども、接種率も上げていきたいなど思っております。当初、NHK等、そしてまた奈良新聞等でも出されている数字が、実質のもう終わっている数字と若干違いますので、この辺は私自身も情報を発信できるCVY、またいろいろなところで数字をタイムリーに出していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

藤本議員

ありがとうございます。

本日からまた追加予約を各地区でやっていただいている、吉野町のお助け隊という職員の方がお手伝いさせていただいてというような、私、昼間ちょっと下に降りてまいりまして、実際現場でお助け隊に行っていた方のお話を聞いて

いたら、やっぱり来ていただいた人、助かるわ、ありがとうというようなそんな感謝の気持ちもいただきましたということで、各地区十数名ずつ来られているという状況というのをお聞きしてまいりました。

当然よその市町村よりも進んでいないという事実は、これはもう致し方ないことなんですけれども、これからまだまだ当然、高齢者残っておられる方、また今後は64歳以下の方の接種も多分行っていくはずなんです。その中でやっぱりタイムリーな情報を出していくというのは、僕は必要だと思うんですよね。

多分、今回のもう済んだことはいいんですけれども、例えば僕がこんな出さなくても皆さん多分ご存じだと思います。ここに寝屋川モデルというような多分ホームページ見ていただいたら、当然、寝屋川市はこんな状況で今やっていますよという。この辺、今ここ、これ多分、今65歳以上ばかりですけれども、基礎疾患持っておられる方だとか医療従事者も含めて今ここです。まだこっち側が済んでいないんで64歳以下の方なんでしょうけれども、だからここにも数を書いてある。例えば5月31日の週だったら、約1万9,890人分とかというように書いてある。

多分これって改良されていて、当初出されたときはここにまだスケジュールがあったんです。寝屋川こんな出しますといたったときに、ここにここから先の部分も含めてスケジュール、こういう見える化、いわゆるビジュアル化したものをやっぱり吉野町としても僕は出してほしい。

住民の方が安心するのはこうやって見て、あ、僕らまだやけれども、いつぐらいになったら打てるんやなあという、そういう安心感、当然こういうのは予定なので変更もされますし、変わることはそれはもう多分、町民の方も当然ご理解いただけると思うんですけれども、これをホームページだけじゃなくて、例えば役場の入り口であるとか吉野病院の入り口であるとか、そういう窓口のところにも掲げて、住民の皆さんにできるだけ周知していただける方法というのは、こういうのってご検討されているのかお聞きしたいんですけれども。

野木議長

吉村長寿福祉課長。

吉村長寿
福祉課長

ご質問、ご意見ありがとうございます。

午前の町長の冒頭の挨拶の中で、6月1日よりコロナワクチン接種プロジェクトチームを立ち上げさせていただきました。各グループというのを設置させてもらいまして、庶務でしたり環境体制、接種会場の運営なり、そして、今騒がれていますシステム、V-SYS、VRSのシステムの運用、そして今ご指摘のあったような情報発信のグループという形で、4つの構成でグループをつくって、その上に情報発信ができる情報統括係というものを設置させていただきました。

ですので、それぞれのグループの進捗状況等を取りまとめて情報発信をしていきたいと考えておりますので、今、寝屋川モデルのようなものも取り入れながら情報発信していければなと思いますので、その辺また参考にさせていただけると思います。

ありがとうございます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

今、高齢者の方はこうやって進んでいます。

64歳以下、子供は無理でしょうけれども、64歳以下については今後の予定というのは、今ここで話しできる部分をお願いできますでしょうか。

野木議長

吉村課長。

吉村長寿
福祉課長

失礼します。今現状では、先ほども集団接種の状況なんですけど、第1期の接種率、集団接種のみのカウントでいきますと43.4%。企業団の個別接種の数字も鑑みますと、この第1期というのが5月29日から7月9日が第1期のクールになります。

大体そこで接種率が結構上がりますので、第2期のクールが7月10日から8月20日に該当します。この部分の枠が1,360人の枠がございます。その枠についてはもう十分、高齢者入れても余る状態になってきますので、そこをまずは優

先順位がありますけれども、基礎疾患をお持ちの方、そして、64歳以下から16歳までの方を入れていくという形になるんですけれども、そこは3町合同で接種しておりますので、集団接種会場については、そこは3町と協議しながら行いたいなど。

さらに、その方々たちを接種するには、クーポン券、接種券を持っていないと打てないので、6月末を目標にその方々、16歳以上64歳未満の方々に关しまして、クーポン券、接種券を発送する協議をしているところでございます。

以上でございます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

今のその予定で、あくまでも予定なのであれですけれども、秋が深まる頃には対象者はほぼ打てるというような、そんな理解でよろしいでしょうか。

野木議長

吉村課長。

吉村長寿
福祉課長

ご存じのとおり、7月末までには65歳以上の方を終えると。そして、基礎疾患、若年層の方を対象で、今の想定では9月末までには終えたいなどということ
で計画をしているところでございます。

以上でございます。

藤本議員

ありがとうございました。

このコロナのワクチンにつきましては、本当に住民の方の最も今一番興味のある話題でございますので、できるだけその情報を開示していただいて、住民の方に不安、そして、また混乱を招かないような行政の取組をしていただきたいというのがお願いでございます。

2点目の質問に入りますんですが、今後の吉野町のデジタル推進についてということなんですが、この1番のコロナワクチンの接種についてというのが全く関係がないというわけではなくて、実はそのデジタル推進をしていく上にお

いては、当然ハードというものが必要になると思うんです。

当然お金のことでございますので、吉野町が単独でそんなことができるというのは、なかなか思ってもございませぬけれども、ただ、よその事例を見ていましたら、宮崎県の都農町でしたら各家庭にタブレットを配布したとか、福島県の浪江町もそうでございます。

それがいい、悪いとは僕は今ここで申し上げませぬけれども、今回の例えばコロナワクチン接種の申込みだとか、7月からの試行的に始まりますデマンドバス交通、これの予約の方法とかにもスマートフォンとかタブレットとかいうデジタル機器を使った形のほうが当然便利であります。電話予約できますよと。

今回のコロナワクチンの接種も電話予約できます。0570、これ実は電話の料金が要りますよということで、なかなか皆さんご理解いただけへんで、長いこと待っていたら何十円か積み重なりますよというような話なんですけれども。

だから、デジタルという当然ツールを使って進めていくんですけれども、デジタルと言いながら僕はアナログ的なご指導をお願いしたいと。

今回の、先ほど申し上げたお助け隊の方が来ていただいて助かったというのは、ツールはデジタルだけれども、やっている人と人との対話というのは、これはもうアナログそのものだと僕は思っているんで、今後の3月議案のときに吉野町の町長が政策方針の中でも述べていました国のデジタル庁の動向に基づいてということだったんですけれども、今後の今、分かっている段階でのデジタル推進について、ちょっとお話を聞かせていただきたいと思います。

野木議長

中井町長。

中井町長

まさしくデジタルというのは、スマホとかどんどん今、使える状態になっている中で、単なる機械化ではないと思っています。

当然、吉野町においては、高齢化率が50%を超えて52%ぐらい、非常に高い比率を占めております。その中で実際に大きな意味でいきますと、日本の今回ワクチン接種の予約もそうなんですけれども、今、吉野町民が実際どれぐらいのスマホの保有率を持っているのか、タブレットも含めてですけれども、これ

は早期にアンケートもしながら収集してくれという指示を出しています。

現在の日本のスマホの保有率は、大体85.1%はスマホを持っているんですね。実際にこれは2020年のデータですけれども、60代が69%、70代でも48%と半分ぐらいの方がスマホを持っています。

この現実から吉野町としても、今どういう形でこのデジタルを進めていくか、当然、今、総務のほうにデジタル推進室というのをつくらせていただきました。これはあくまで、今までやっていたものをそのままデジタルに変えるのではなくて、その仕事の仕組みそのものを変えないと、幾ら単にそれをタブレットに変えたりとかシステムに変えるだけでは、全然効率が上がらないと思っております。ですから、業務効率を上げるための行政の仕事の仕組みそのものを見直してくれというふうに指示を出します。

その中で、3点あると思うんですけれども、これは私の中で考えているデジタルを進めていく中で、まず町民サービスです。これは当然スマホ等々を使うことで利便性の向上を実現すべきサービスにしていくという。これはやはりデジタルを使って町民サービスが向上しないと意味がありませんので、この辺が1点でございます。

そして、行政的にはこれから職員数等々、効率化をしていく中で、人も減ってくる中で、行政運営において効率的な行政運営で余力を生み出して、まさしくアナログのほうに人を投力できるような、町民に寄り添う形の行政運営を目指したいというふうに思っております。

そして、3つ目は観光産業そういった部分ですけれども、戦略に使っていききたいな。どんどんマーケティングとか広報とか改革強化をして、町が稼げる、稼ぐ力を養うような、こういった3本の柱で、デジタルファーストという形で進めてまいりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

藤本議員

ありがとうございます。

野木議長

藤本議員、挙手にて発言の許可を求めてください。

藤本議員。

藤本議員

すみません。

今のお話で大体、吉野町の今後の動向というのが分かりました。

3つの柱ということで、一番のメインである町民サービスということなんですけれども、できたらスマホなりタブレットなりがあったときに、当然、吉野町ホームページいろいろな情報発信しているんですけども、例えば子供は多分教育現場で教育用にタブレット持っているはずですよ。お年寄りもこの頃だんだんスマホも多くなったので、今後、教育から高齢者対策、そして、また防災という意味での情報もあれば、今回のこういったコロナもあるんで、そういういろんな吉野町アプリみたいなのを作っていただいて、子供から高齢者までが一体として絆を深められるように、そういうアプリというのものも、どっちかといったら僕は作っていただいて、お年寄りなんかの方にここをこうしたらいろんな情報が入るから見てねという、そういう温かいアナログ的なデジタル推進というものを望むわけですが、そういったことも視野に入れてよろしいでしょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長

昨年から、ちょうど吉野町のLINEアプリというものを設定しておりました、登録していただくとそれぞれの教育分野であったり、観光分野であったり、防災であったりと、自分の必要な情報をLINEで送るという形をさせていただいています。

それがベースになって今年度はそれぞれの課から、できるだけタイムリーに出せるような体制を取るということで、今、藤本議員のほうから吉野町のそういうアプリですよ、私自身もこれは西栗倉のほうなんですけれども、そちらのほうも村民アプリみたいなものを作ってはるんですね。実は、当然町民もそうですし、次3番目に私、経済、観光という話もさせていただきました。関係人口ですとか様々な形で吉野町に関わる人が、やはり経済支援、消費還元支援

もそうなんですけれども、そういう形で町民のアプリをベースにして、そこにも入っていただきながら経済的なことを、支えもしていただく。あらゆるそういうふうな可能性も模索しながら、吉野町のそういった今、提案いただいたアプリも検討してまいりたいなというふうに思っております。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

ありがとうございました。

町長の説明でこれからの吉野町のデジタル推進がある程度理解ができました。

一つお願いなんですけれども、第一の主体である住民サービスということ。

そして、やっぱり吉野町が観光含めて産業的に暮らしも含めてよくなるような方向、そういった形のデジタル推進と、そして、人情はアナログであるという、そういうことをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

野木議長

続いての一般質問の準備をさせますので、自席にて待機願います。
再開いたします。

2番、辻内正誠議員より出されております

(1) 3月定例議会 補正予算専決処分の用途について

(2) 獣害対策：防御柵について

の一般質問をお願いします。

辻内議員。

辻内議員

2番、辻内でございます。

一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

まず、1つ目の質問、3月定例議会で専決処分の報告を受け、承認された承第1号の中にある観光商工費924万円の使い道について質問いたします。

私も承認した一人ではございますが、どのように、あるいは何に使われたのかを説明いただきたく、よろしく願いいたします。

まず、結論、この924万円は何に使われましたか。答えをお願いいたします。

野木議長

中井町長。

中井町長

ただいまの辻内議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

3月定例議会、抗原検査キット3,000の購入の用途についてご説明をさせていただきます。

3月の提出議案説明書では観光客対策として記載しております。

これは新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金の国の申請で、感染症のクラスター対策事業として2つあるんですけれども、1つが観光客によるクラスター発生防止のため、観光客向けの検査体制の構築。

もう一つ、2つ目でございますけれども、これは避難所及び高齢者施設などで新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状が発生した場合に、抗原検査キットを使用し感染者を早期に把握することにより、集団クラスターの発生を防ぎ施設の体制維持を図るという、こういった2点の趣旨、事業の計画で提出をしております。

これは、コロナ交付金というのは、様々な地方自治体のほうに配布されて、感染症で使えということと言われておりますけれども、当初は吉野町においてはクラスターを抑制したい。そして、観桜期の桜の時期に、できる限りバスという形で、吉野町はいわゆる観光の経済をなりわいをしておりましてけれども、このバスが非常に昨年の桜では2,000台が37台、今年も厳しい状況でございましたので、何とか地域を支える、安心して来てもらえるような環境をつくりたいということで、まずは観光客対策としてこの2点を中心に申請をさせていただいて、そして、まず4月の、冒頭の挨拶で話もさせていただきましたけれども、抗原検査キット付のバスツアー、こちらのほうで活用させていただきました。これが実質ツアー関連、これは当然シミュレーション等々もするというので、60人を使わせていただきました。そして、60人です。

その後、緊急事態が勃発しました。観光客に来ていただけるどころではなくなった中で、吉野町としてはクラスターを抑制したい。高齢者施設等々でやはりクラスターが発生していたので、できる限りクラスターを抑制するという事で、高齢者施設への配布。そしてまた学校職員の業務継続。そして防災備蓄を含めてですけれども、1,030キット、今、在庫2,970です。この状態が春といいますか、専決処分で申請をさせていただいて、購入させていただいた部分の今の活用状況でございます。

実際にこの3年に関しまして、いわゆるシミュレーションする中で、ちょうど昨年の12月等々にこの抗原検査キットを説明をいただいて、1月の臨時議会でご承認をいただきました。その当時の抗原検査キットというのはあまり出ていなくて、実はPCR検査中心でございました。ご存じのとおり、尾身会長、西村大臣が抗原検査キットを、やはり瞬時に分かるので活用しろということで指示が出されました。

吉野町の場合はいち早く購入させていただきましたので、変異ウイルスにも対応できるという形で、高齢者施設でも実際に使われてクラスターは抑制できたという話も聞いておりますので、まだまだ年度内、秋にかけての観光ツアー、そして、またワーケーション等々でも使えるということで、しっかりとその方向性も含めて、あとは産業支援でございますので、事業所でのクラスター抑制も今、制度設計をしているところでございますので、精いっぱい活用して感染対策を取りたいと考えております。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

今の町長のご説明の中で、大きく2つあるんですが、まず1点目。

少し話が横にそれますけれども、新聞報道等々でされていますけれども、バスツアーで桜を見に来るバスツアーを企画して、そこに吉野町が購入した抗原キットを使った、もしくは使わせていただいた。

このバスツアーの主催者は誰ですか。

野木議長	中井町長。
中井町長	これはビジターズビューローです。
野木議長	辻内議員。
辻内議員	吉野ビジターズビューローは私の理解では一般社団法人で、吉野町の役場組織ではないと理解しています。 一法人の事業のために、吉野町が税金を使った抗原キットを寄附してよいのですかということを知りたい。このバスツアーが黒字であれ赤字であれ、ここでは私、利益という言葉を使わせていただきますけれども、この利益は誰のものになったのですか。ビューローではないんですか。どうですか、お答え願います。
野木議長	中井町長。
中井町長	少しちょっと考え方が全く違うなというふうに、私自身です、思っています。ビジターズビューローは、いわゆる一般社団法人で今、事業やられています。吉野にとって桜がどれだけのインパクトがあるかということでございます。世界遺産の桜であり、日本一の桜でございます。これを逆に利用させていただくという観点の中で、そして、いわゆる実証実験という形のバスツアーをさせていただいた。 それは逆に、その桜で観光バスが来ないというのは逐一、我々情報を受けていました。その中で奈良交通というバス事業者さんがあります。これもいわゆるバス会社も何とかならないのかなという中で、そしてら共同体でこの桜の時期にやることによって、今後、吉野町に来ていただける関係人口もそうです。 そして、吉野町からとってみたら、吉野山の桜がいろんなメディアを通して出るということは、非常に間接的に大きな広報戦略になる。そういったことで共同体で、いわゆる我々は協力させていただきます。ビジターズビューローが

主催のところに協力させていただいて事業をやる。これは全く私の考えでは、その利益という問題ではなく、社会実験をしていただいたというふうに考えております。

野木議長 辻内議員。

辻内議員 考え方はよく分かりますけれども、現実問題として60人しか来られていなくて、しかも私の理解では、いわゆる下千本から中千本、あるいは上千本に渡るあのメインの道路ではなくて、逆側から見えるところにしか行っていませんから、宣伝効果はありましたけれども、実際に多くの経済効果を落としたとはとても思えません。

地方自治法第2条14項には、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとあります。

また、同232条の2項には、寄附又は補助において、地方公共団体は、その公益上必要な場合においては、寄附または補助することができるとあります。この2つの法律に照らし合わせて次のことをお尋ねいたします。

まず、1つ目、第2条の最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないということに対して、924万円を使って60人の方にしか来ていただいていないというこの事実、これについてはどのように捉まえますか。

野木議長 中井町長。

中井町長 今、辻内議員、60人というキットだけにとらわれてはいますが、3,000のうちの先ほどお話しさせていただいた高齢者施設、クラスターを抑制する、これも含めて、いわゆるその中の一つが60人の、今の抗原検査キット付バスツアーということでございます。

ですから、私の説明でいきますと、最少の60人のキットでいわゆる最大の広報宣伝を取れた。いわゆるテレビでいきますと奈良テレビ、NHK、読売 t e

n.、4チャンネル、そして、Mr. サンデー。過去にMr. サンデーに出たことないです。最少の経費で最大のパフォーマンスができた、これがいわゆるこれから行政が一つの、今までの観光プロモーションをするんじゃないかと、とってもないことを組み合わせて新しいものを生み出す、これが新たなこれからの観光戦略だと私は思います。

60人キットというだけに絞られますけれども、何度も言いますけれども、3,000、これのうちの使い道というのは高齢者施設であったり、そっちのほうが多いわけですね。いわゆるそこで現在は緊急事態宣言中ですので、できるだけ町民、そして地域のクラスターを抑制するということに活用させていただいた。

今後、恐らくワクチンが進んで、まだ変異株もどういうふうになってくるかわからない中で、当然、観光客も国の経済対策によって出てくるでしょう。そのときにいわゆるその抗原検査キットによって、PCRでは擦り抜けるやつが、この辺は実は変異に対するスパイク状の検査ができるので、しっかりと検査ができるということを聞いております。そういったところでも、これから使っていきたいなということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

野木議長 辻内議員。

辻内議員 同じようなお答えになるかと思いますが、第232条の2項、公益上必要な場合ということに対して、ビューローあるいは一法人への行為は、どのようにお考えですか。同様の答えでしたらもうそれで結構でございます。

野木議長 中井町長。

中井町長 同じような繰り返しになると思いますが、ビューローに寄贈したという、これであれば我々はタッチはしないわけですね。いわゆる吉野町の吉野山の桜に来ていただけるための、今後の町がやる事業。吉野町のビクターズビューローには2人の職員も派遣しています。ビューローそのものを今後、吉野

町の観光施策として、どういうふうに位置づけていくか、その中であらゆるプロモーション的なマイクロツーリズム的なことも含めて、これから開発していかないといけない。いわゆるこれを利用いただけるということであれば、それを利用していただいて、より公益的な活動につなげていくという。

これから実際に修学旅行、非常にこれもやっぱり来ているんですね。そういうところのメニューにも、これは行政が前に行かなければならないときもございますので、そういったところでも活用していただける一つのきっかけになったと思っておりますので、決して寄贈という形では考えておりません。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

もう一点、中井町長のご回答の中で非常に気になったのが、私たちが、少なくとも私が、3月の定例会における専決処分924万円を承認したのは、観光商工費であります。これを買ったのが3,000のキットであります。

それが総務費の防災費であるものと同じように扱われて、高齢者施設であるとか、そういうところで使われていることは、これ自身はその町の予算の使い方として執行としておかしいんじゃないですか。間違った使い方じゃないですか。私たちはあくまでも承認したのは、観光として承認しているんです。それが勝手に、勝手にという言葉をあえて使いますけれども、防災事項に使われているということは、使い方自身が間違っているんじゃないですか。お答え願います。

野木議長

中井町長。

中井町長

若干、細目の部分について、経理的な計上のこともありますので、補足は担当課からしていただけたらいいと思います。

今回の抗原検査キットという形で、やはり両方つくれないわけですね。地方創生臨時交付金の中で、コロナ対策という形の吉野町においては、観光客の対策をメインに持ってきた。観光客対策というのは観光産業的ところがござ

います。ということは、今、抗原検査キット付のバスツアーも当然観光です。産業的にいくと、事業者がクラスターを抑制する、例えば製材所でも100人以上来られるところもあります。

そういったところにも含めて、幅広く考えていくということで、このコロナ交付金に関しては、我々はそのメインとしては桜がメインになるんで、項目上はそこに上げるということでございますけれども、この地方創生臨時交付金の申請の中で、そういうふうな2つの項目になっておりますので、それにちなんだ形を臨機応変にしていくのも大事だと思います。

1年たって状況が刻々と、有事ですから変わってきます。その中でいわゆる緊急事態は誰も想定されないわけです。誰も変異株は想定されないわけです。そのときに瞬時に対応していくのが、その時の行政のトップとしてのやり方ではないのかなというふうに私は考えます。

野木議長

戸毛総務課長。

戸毛
総務課長

補足して少し説明をさせていただきます。

辻内議員おっしゃられましたように、防災対策として1月のときに1,000キットを既に購入させていただいております。これはまさに先ほどもご指摘ありましたように、防災関係ですということでもあります。これにつきましては、間もなく梅雨に入りまして出水期に入り、いわゆる避難所が開設されることとなりますので、それに備えて1,000を買わせていただくということで、実際にその1,000については、現在、備蓄をさせていただいております。その分の防災分の1,000。

それから、今、町長がおっしゃいましたように、観光商工費で確かに3,000を買った形にはなりますが、先ほど町長の説明にもありましたように、いわゆる観光客向け、ツアー向けという側面もありますけれども、もちろん事業者、そこには高齢者施設ももちろん事業者が入ってきますので、そういう業務を継続する意味で、先にその3,000は、観光商工費で買ったものではございますが、事業者向けという形で活用していただいとるというご理解で、ご指摘がありま

した1,000については、総務課のほうで備蓄として抱えさせてもらっているということですね。

あわせて補足の説明でいきますと、最初、今、世の中のその感染状況でいきますと、非常に感染力の強いコロナのウイルスが蔓延してきているということで、もちろん予算科目に応じて使っていくというのが本質だとは思いますが、最終的には町民さんの命を守るということで、この抗原検査キットにつきましては、陰性者を見つけるというよりは、いち早く陽性になられている方を見つけた上で、そこを早く見つけることによって、大きなクラスターを防ぐためにはこの抗原キットは非常に有効やというふうに対策本部としても考えておりますので、そういうことも含めて1,000と3,000、今現在では対策本部で一括管理をすると、それも一定のルールを定めさせていただいて、何でも使うということでは、辻内議員ご指摘のように、際限なくルールなしで使うとまたややこしくなりますので、事業者向けなのか、災害向けなのかということについては、一元管理をするというところで、現行4,000については総務課のほうで一元管理をさせていただいているということで補足説明とさせていただきます。

以上です。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

答えがよく分からないんですけれども、ルールを無視しているのか、無視していないのか、はっきり言ってください。

野木議長

戸毛総務課長。

戸毛
総務課長

現行ではルールは無視しておりません。

野木議長

辻内議員。

辻内議員 分かりました。ですから、産業観光費で承認されたものが防災費、総務費で使われてもいいということ、こういうことですね。そういうことを私は聞いているんですよ、今。

野木議長 戸毛総務課長。

戸毛総務課長 そういう意味で説明をさせてもらったんじゃないかと、防災費で買った1,000。

(「そういう質問をしているんですよ私は」の声あり)

戸毛総務課長 すみません。

(「産業観光費で我々は承認したんです」の声あり)

野木議長 中井町長。

中井町長 辻内議員、一般財源を使う形と、今回コロナ交付金という地方創生臨時交付金、ちょっと認識を変えてほしいと思います。

地方創生臨時交付金、コロナ交付金は、緊急時に国がいわゆる地方自治に対していろんな場面で、地方創生の中のコロナに対するお金を使ってくださいということで来ているわけです。ですから、今のような2つの項目があるわけです。

活用においては、単なる観光経済だけではなくて、いわゆるクラスター抑制に使うということも、そこも含めて地方では町民の命を守る、暮らしを守るところに使ってくださいという指示で来ているんです。

ですから、一般財源で観光費で上げたお金と一緒にほしめないでいただきたい。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

よく分かりませんが、後でもう少し勉強してこの部分に対応したいと思います。

結局2,970個余っているわけですが、これはどのように使っていくわけですか、今後。

野木議長

中井町長。

中井町長

これは最初の、私は説明したつもりですが、再度話をさせていただきます。

先ほどのように3,000の中は、観光のこれからの安心できる対策として、もう一つは、クラスターを抑制する形という、この2点で考えております。

今現在では産業振興の部分では、また旅館等々、抗原検査キットで事前に検査をするという形はまだ取っておりません。安心して来ていただける体制のシステムをつくるということ。

そして、また要望があれば、産業のいわゆる従業員の、ある程度一定のクラスターの確率の高いところにそれを提供するという形のルールづくり。

そして、これからワールドマスターズ、また来年に控えております。これは担当課長とも話をしておりますが、そういったところに抗原検査で、安心してそういうような来年のモデルになるようにしていく。様々なシミュレーションを実験でやっていきたい。そういったところに、この観光の残りの部分を使えたらなというふうに考えます。

また、ある程度、担当課長がシステムをつくる段階においては、委員会等でも説明をさせていただきたいと思います。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

何度も繰り返しになりますけれども、私はこの924万円につきましては、産業

工業の振興に使うということで承認したつもりでございます。そして、その結果が今のところ防災も含めてやっていくと、こういう説明ですから、そのルールが正しいかどうかはもう少し後で勉強しますが、最終的にこの924万が有効に使われていないと、最悪、有効期限が切れて廃棄処分、こういうことになれば、幾ら防災キットとして備蓄しておいたといえども、最初に専決処分提示された趣旨とは全く違うわけであります。

ですから、そのこのところは今後の状況を見ながら、私自身は対応していくということを申し上げ、1つ目の質問を終わらせていただきます。

2つ目の質問、獣害被害の防御柵に質問させていただきます。

具体的には、後ほど述べます2つの提案でございます。

まず、この質問、もしくは提案する私の根本にある思いを述べさせていただきます。

獣害対策はトラクターを使うような農業をされている方のみならず、例えば5メートル四方の畑で、野菜や花を育てておられる方の全吉野町の多くの方の悩みであります。その根底にあるのは、野菜や花を育てる喜び、言い換えれば生きがいを守るから守りたい、こういう思いであります。

吉野町のほとんどの地区に共通している生きがいを守る施策は、吉野町にとって非常に重要なことだと考えております。言い換えると、獣害対策イコール農業を守るだけでなく、獣害対策こそ吉野町の住民の生きがいを守ると、こういうことであると、この考えに立った施策が必要であると思っております。

今回は、その獣害対策の中の一つである防御柵について、2つのことを質問させていただきます。

まず、1つ目であります。

今まで過去、地区ごとの獣害対策協議会を中心に、地区丸ごと柵で囲うということに支援されてこられたわけですが、もう実際にその地区を囲んだ中で、さらに結果的には自分たちで自分の畑を守っているというのが現状です。ここは大きく方向転換をして、もう地区全体というのもほぼ行き渡ったように聞いていますので、個人への補助、そういうふうに個人の柵を設置するための補助というふうに方向転換をしてはどうかと、このように思うのですがいかが

でしょうか。

町長もしくは担当課長お願いいたします。

野木議長

中井町長。

中井町長

ただいまの新規策に関して答弁させていただきます。若干、説明も含めて、経緯も含めてさせていただきます。

平成29年度から本格的に今ご指摘のように、地区、9町村ごとに鳥獣被害防止対策協議会、自治協議会ですね、を設置していただいて、地域が主体となり設置場所の調整を行い、事業を進めていく方針で現在まで事業を実施しています。

農地だけでなく、生活環境に影響を及ぼす鳥獣害に対して、当然、道路とか非常に最近多いですけれども、民家周辺への出没が多く、安全な生活環境をつくるために地域全体で守る取組が始められたところ です。

特に、中荘、また国栖地域におきましては、全体計画を充実していただき、計画的に実施して完成が近づきつつあると。そのため令和元年度から令和3年までの3年間は、各年度ごとに1,100万円を予算化して、集中的に設置していただいています。

しかしながら、先ほど今ご指摘のとおり、高齢化や設置するための地域住民の人手不足で影響もあり、実現不可能な地区があることも認識しております。地域を取り囲む、囲む取組を希望する大字地域が減っていく中で、今後は地域協議会と協議を進めながら、防御柵の設置の取組の方向性、ご指摘のとおり検討していきたいなというふうに考えています。

元来は自分の農地は自分で守ることを基本にしながら、今後、政策の方向性を考えていきたい、大きな流れとしてはそういう形で考えております。

若干補足ございましたら、担当課長からお願いします。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

ちなみにではありますけれども、吉野町の周りの大淀町、下市町、川上村、東吉野村は、個人への補助金というものを施策の中に織り込んでおられますので、ぜひ参考にさせていただいて、やっていただけたらと思います。

2つ目でございます。

それは、今使われていない放置状態にある過去に町が補助をして、各地区の比較的大きな範囲に設置された防御柵の再利用についてであります。

架空の例を挙げて説明いたします。

私が自分の畑を獣害から守るために、自分で金属のメッキ柵を買って設置しています。私の経験から1メートルの設置に約1,700円から2,000円かかります。その隣が、Aさんが過去耕作をしていた耕作放棄地となっていて、周りに吉野町から借りた金属柵が設置をされていますが、意味をなさず、その中にはシカやイノシシがどんどん入ってきておると。私はその柵を使いたいわけですが、吉野町のものでありますから、勝手に取り外して勝手に使うわけにもいかず、自分で購入していると。

吉野町の中を見ると、一人一人全てに聞いたわけじゃありませんけれども、そうであろうと思われるようなところがたくさんございます。村の中でちょっと難しいかもしれませんが、もうここの柵を外して、そして誰々に渡すわと、こういうことを調整すれば実際、個人の支出も減りますし、先ほど申しました町の経費の節約にもつながりますので、この不要に、不要とまでは言い切れませんが、不要になったものと思われる防御柵の再利用というものを、町全体で考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長

過去に国庫補助で3軒以上の農地を囲むという取組で、そういうふうなメッシュとか電気柵をされています。おっしゃるとおりだと思います。現実的にはもう耕作放棄地になって、全然網だけが残っているというところもたくさんあると思います。

そうするために今現実的にどういうところをクリアしないといけないか、そ

れをしてできる限り使いたいなというふうな、基準もつくれたらなという思いの中で、現在の所有は、地元区が基本的にその当時から管理委託を行っておりまして、ワイヤーメッシュは14年、電気柵は8年間を適正に管理していただく必要があるという前提になっています。

その中で、国の補助金を活用して設置した防御柵を移設する場合ですよね、そのときには法的には可能でありますけれども、奈良県への許可申請、当然国庫とか補助金いただいていますので、耕作しなくなった理由の説明、移設先の状況、補助対象となるのが当時の設置基準に該当するのか、材料や数量、設置時期などを明らかにしていただき、管理委託先の自治会から、長を通じて申請していただくということになるんですね。そういうことでそういう手続を経て、移設が可能となりますけれども、区長さんの方がしっかりとした管理の下、きっちり移設していただかないと、個人個人が勝手にやってしまうと収拾がつかなくなりますので、国の補助対象基準に抵触するおそれがあるので、現在はそういう理由から移設は認めていない状況ですけれども、今、辻内議員がご指摘のように現実的な問題を見て、それを利用できるような対策を取っていききたいなというふうに担当課長とも今話をしておりますので、ぜひその辺の検討はしていきたいなというふうに思います。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

本当に吉野町の中を見て歩くと、もう今となってはもったいないというか、無駄だという柵が本当にたくさんありますので、ぜひ有効に活用できるように、ちょっと今の町長の答弁聞くと、何個も書類出さなあかんようですけれども、そこを乗り越えて、何か知らんけれども、柵だけあって荒地やでというところが少しでも減るように取り組んでいただきたいと、このように思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

野木議長

続いての一般質問の準備をさせますので、暫時休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

(午後 1時53分 休憩)

(午後 2時10分 再開)

再開いたします。

続いて、3番、上佳宏議員より出されております

(1) 新型コロナワクチン接種に関して

(2) ゴミ問題②

の一般質問をお願いします。

上議員。

上 議員

3番、上でございます。

私のほうからは、2つの大きなテーマでご質問させていただきます。よろしくお願いたします。

まず最初に、先ほど来も同じテーマの質問がございましたが、新型コロナワクチンの接種に関していろいろお話を伺いたいというのと、今後の確認もしていただけるんじゃないかというふうに考えております。

まず、プロジェクトチームが発足したということをお伺いしまして、このチームで最大限いろいろ連携をしながら、町民の皆様に情報発信していただきたいというふうに考えおります。今もうどこの市町村に行っても、県に行ってもほとんど窓口の方以外、座っておられません。皆さんプロジェクトチームに入って、すぐ動いておられるというのが現状だと思っております。

私、先日の5月24日の吉野病院での個別接種の初日の窓口予約に関して、当然私も近くにおりますので、8時ぐらいには伺いましたけれども、私が行った時点で病院の外に物すごい人が並んでおられました。私が見た時点8時ぐらい、ざっくり200ぐらいの方がいらっしまったんじゃないかなというふうに記憶しております。中には朝の4時頃から並ばれたという方や、両親に一日でも早く接種をさせてあげたいということで電車で遠方から来られた方、いらっしまったということがございます。

私、事前にこの5月24日の個別接種の受付に関しては、大変混雑するというふうに考えておりました。当然ながら、事前に周知されておりました、町内のクリニックさんが延期になったということがあって、個別接種を受けようと思ふところの吉野病院にかかられている方、しかもここでしか個別の窓口予約ができない状況というわけでした。

ですので、私、事前にその前の週に担当課の方ともお会いし、吉野病院さんにも連絡させていただいて、この日がどれぐらいの予約が取れるのかということや、どれぐらいの接種が今後、毎日毎日打てるのかということと事前に通知しないと、発表しないと、この予約の枠にどっと人が集まってしまうんじゃないかと、それこそ密になって感染を引き起こすようなことになるんじゃないかというふうなことを、事前にお話させていただいたにもかかわらず、何も変わることはありませんでした。

そのことは病院の担当課の方にもお伝えはしっかりさせていただいて、これは誰の責任でこうなるんですかということもお伝えしましたけれども、ちゃんとした返答がなかったと思っています。

当日、私8時頃ですが、7時半頃からなぜか計画的に整理券だけ配られていたという。これがまた、どうして何で整理券を配ることになったのかということ、私ども分かりませんで、10時からという受付でしたから10時に合わせてバスで来られる方もたくさんいらっしゃいました。そういう方には一時期、整理券が配られない状況もあって、余計混乱をして大変なことになっていたと。整理券どこでもらえるんですかと怒号が飛んでいましたよ。ちょうどそこに副町長も町長も来られましたよね。私がちょうど入り口にいたときです。それぐらい大混雑をしたんですけれども、これはもともと想定されていたことですか。そして、これが最善策だとお考えだったんですか。お聞かせください。

野木議長

中井町長。

中井町長

上議員の一般質問にお答えさせていただきます。

ただいま南和の広域企業団の中の、吉野病院の個別接種ということでござい

ます。その中で朝早くから並ばれて、本当に私たちも行かせていただきましたけれども、非常にお年寄りの方が、今おっしゃるとおりです。個別でできるのは、いわゆるかかりつけ、特に1月1日以降でございましたので、その方々がやはり近くで受けてたい、もともと町立の国保病院のときからの名残がございます、思いもあります。その中で吉野病院、近くで打ちたいという思いが朝の4時半ぐらいから並ばれた、あの光景の中でずっと1日600人以上来られたという姿を見ております。

その前の日かな、南奈良の総合医療センターのほう、これも企業団ですから、個別接種に関しては、行政としては精いっぱい環境体制を整えたりとか、これは開業医にクリニックありますけれども、ここが例えば個別接種で体制を整えたいときには、できる限りの協力はしますというのが責務でございますので、その体制はいつでも取りますよということによっております。

その中で、今、吉野病院が個別接種がスタートする前に1,000人ぐらいだったと思うんですけれども、南奈良のほうも並ばれたと。企業団、その翌日には企業長も来られました。予想の中で我々も、南奈良総合医療センターのことがあるので、できるだけ体制は取るということで来られましたけれども、あの状態になってしまったことに対しては、申し訳なかったということも聞いております。私自身も聞かせていただきました。

その中で吉野町としては、あくまでも企業団でございますので、先ほどおっしゃっていただいたような個別接種、毎週84人という形で月火水木金という形を、これは出ておりました企業団、先ほど藤本議員もありましたけれども、これだけだととてもやないけれども、地元で打ちたい方が打たれない。だから、何とかもうちょっと企業団として、この地元で打てる枠を広げていただけないか。そして、そのためには吉野町としては精いっぱいの協力はさせていただくというのが、この当日まで、ぎりぎりのところまで我々は要請をしていました。ですから、その段階で幾ら枠が取れたかとか、その話はまだ報告来ていません。

今の段階で、先ほどちょっと数の話をさせていただきました。1週間この84人で打っていったときに、310人の枠は病院で、これは個別接種ですから、あくまで先生の吉野病院のその場所で打ちたいという方、医師の院長の指示の下、

それをしてあげたい。

それを超えてくる場合は何とか、吉野病院では打てないけれども、できるだけ町が協力して、別の会場でも私たちはそういう準備をさせていただきますという形で750ぐらいまで来たわけです。それが今現在にあって大体、まだカウントしてないですけども、8割ぐらいの形で先ほどの数字を申し述べさせていただきました。

ですから、この段階では行政としては、要請を精いっぱい受けるだけ受けてくださいよというレベルでとどまっていたのが現実でございます。

野木議長

上議員。

上議員

もうその翌日には長机が出たり、外でも待てるような状況をつくったりということになったというふうに伺っています。その前日、南奈良でそうなたんであれば、その情報が入っていたんであれば、十分やれたことじゃないですか。その対応ができなかったから、月曜日の朝にあんな大変な怒号が飛び交うようなことになってしまうわけですよ。

これが今、行政がそういう南奈良がどうこうこう、事業団がどうこうでというお話をされても、それを協調でやるということを決めた以上は、どちらが正でどうでこうでというのは全く町民の方に関係ない話じゃないですか。それをやるのがちょっとしたサービスなんじゃないですか。私はそういうふうに思えてなりません。

もう一つ、事実を確認したいことがあります。

この当日の24日のことでございますが、当日の整理券の312番というのは、7月28日に吉野病院で接種だというふうに伺いました。その次の313番は、いつどこで接種されるという予定なのか、分かっていたら教えてください。

野木議長

吉村長寿福祉課長。

吉村長寿

失礼いたします。この5月24日の時点では、まだ先ほど町長から話しました

福祉課長

ように、吉野病院での個別接種の受入れが、お話ししましたように7月28日までの枠は312名でしか接種できないという話は聞いていました。

ですが、以前から町としても、どうにか打つ人数を増やしていただけないかということのを要請しておりまして、5月21日の時点で企業団のほうから、別の会場で院長があまり遠く離れない距離のところでは会場を設置していただければ、その枠を広げて接種していただけるという申入れが企業団のほうからありましたので、ただ場所は今、吉野町中央公民館という形で今は確定していますが、その時点ではそういうぼやっとした話でした。

ただ、拡大するにしてもドクターまた看護師の確保が、この時点ではできていなかったもので、ただ町としても全面的に協力をするという形での申入れをしていますので、その時点で5月20日から受付の時点では、極力大規模に受け入れるような調整をしていた中ではありました。

今の現時点では吉野町中央公民館で6月18日から5回に分けて、6月18日、21日、25日、28日、7月5日の5回、第1回目の接種を750人、枠は取れる枠を設定し、またドクター、看護師の確保をドクターは南奈良からの派遣で一部来ていただきますので、看護師の確保も今はつきました。

段階的にはそんな感じですか。以上です。

野木議長

上議員。

上議員

それが今確定したのであれば、私のほうにも電話があつて、受けられる方、この日の予約をした方の312番までの方が7月の終わりになる。であれば、5月21日もっと早めに打てるんだというお話があれば、その前の予約で実際打つのは7月末なんだという方にもご案内して、再度予約を取り直すとか、そういう手だてをされるほうがいいんじゃないですか。

実際、一日でも早く打ちたい、打たせたいという方が、この早朝にまで並んで、いち早く打ちたいという気持ちでこちらに来られているにもかかわらず、後から枠ができてそちらだったら早く打てますよというアナウンスをしてあげないと、もうこちらで予約取った方が、後ろから来た人がもっと早くに打

てるんですみたいな話になるのでは、不公平な話になるのではないかなと私は思っています。

そういうお話もやはり何人も私も受けていまして、それは当然ながらこういう新しくできたプロジェクトチームの方が、皆さんどなたが予約したかまで把握されていることでしょうか、十分ご案内してさしあげて、どちらを選んでいただけるかということも、ご案内するべきなんじゃないかなと思っています。

それについてはいかがでしょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長

若干、今、上議員おっしゃっていただいた313番がどこにとは、そこまでは分かりません。ただ、310人の枠を取られたという形で恐らく6月3日から、今日からスタートしておると思うんですけれども、当初の段階、これは事務局長なりに確認させていただくと、8月20日まで終わる分を取らせていただいたというのが当初の計画だったようです。

今、7月末までに希望する高齢者終わってくださいということでございますので、いわゆる7月末までに終わらない人ですよ、ここに関してはいわゆる本人の希望です。ここは確認してあげてくださいと。我々が個人情報に基づき電話もできませんので、いわゆる国から言われている7月末までに、希望できる高齢者は7月末までに何とか、そういう配慮はできませんかと。

ただ、これはよその自治体でもあるんですけれども、8月に予約入れていたりとか9月に予約入れていた方が、もう本人がそんな早くしたくないねんと、そういう場合はそのまま結構ですというのは、河野大臣からもそういう指摘もありましたので、それは除いて、いわゆる本人が一日でも早くそういう形で、会場も変わるということも前提で言ってくださいよということも踏まえまして、いわゆる個別接種というのは開業医のところも含めてですけれども、その場所ですということが安心で、そこで取られる方もおられますので、別会場になってもという方は前に持ってくるような配慮も、その病院サイドでしてくださいということで、一応協力的な要請はさせていただきました。

その現状が今どうなっとなるかは、個人的なことまではちょっと分かりませんので。

野木議長 上議員。

上議員 お話伺いましてよく分かるんです。

そもそも集団接種で南奈良に行くというのは、吉野町にとってみたら、町民の皆さんにとってみたら大変なんですよ。それが、今中央公民館で打てるという話で、予約数も空いているという話であれば、変更してくださいというお話たくさんあると思いますよ。それをもっと前面に出して、このプロジェクトチームの方でやっていただくべきなんじゃないですか。私はそう思いますけれども、いかがですか。

野木議長 中井町長。

中井町長 上議員のおっしゃるとおりなんです。これがなぜできなかったというところが、実は吉野町、今3町でやっています。大淀町、下市町、吉野町でやっています。それぞれ集団接種をベースに郡の医師会の協力の下、南奈良企業団の協力の下、このいわゆる自治体と医師会と企業団、この3つが一緒になってやっているんですね。ですから、いわゆる吉野町だけ事前にこういうことしたいけれども、別会場してくれと言われても、やはりその中の医師会の調整、これは医師会は集団接種でご協力いただいています。全てやはりその調整の中でやっていかざるを得ないところがございまして、最後の最後までその枠の中で何とか、今、上議員おっしゃったように近くで打っていただきたい。その吉野病院でできるだけ打てる環境をつくり上げたい。最善がそこしかできなかった。

おっしゃるようにもっと早い段階で出せたら、もっともっと安心して受けられる。それに関しては、いろいろな枠組みの中でその方法しかできなかった。その中でやっていること全てが、最終的には私の責任になりますけれども、そういう形で今、最善の方法でいろいろな変化はありますけれども、そういう環境

をつくりたいという今の状況でございます。

野木議長

上議員。

上議員

今お話しいただいたとおり、先ほどもご答弁されていましたが、いい方向になるのであれば瞬時に方向を変えたいんだとおっしゃって、まさにそのとおりだと思います。3町の枠組みが先ほどの新聞にありました0.6%なんです。当然分かっていると思いますよ。ですから、今すぐに変えて、吉野町は変えてドクターも当然手配できているわけですから、当然ワクチンも手配できているわけですよ。変えられないものはないじゃないですか。そしたらいち早くそれを取り組んでいただく。今日もうこの後すぐに皆さんにご連絡をしていただいて、すぐに一日でも早くワクチンを打っていただいて、命がかかっていますので、人命最優先でやっていただけたらというふうに考えています。

ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、2つ目のお話に移らせていただきます。

2つ目は、長らくさせていただいているごみ問題の話でございますが、事務監査請求の報告書というのが、3月末に監査委員の方から出てまいりました。当然、3月末ですから、今が一番最初の議会ということになるんですが、この監査の資料もすごく膨大で51ページに及ぶものです。

これを拝見させていただきまして、途中の文章も引用させていただくんですけども、さくら広域環境衛生組合からの脱退は、多くの住民の戸惑いとごみ処理の行き先不安定を生んだんだと。代替策についても早急に示すべきだというふうに監査委員さんの意見が最後のページに載せられております。これは3月の末です。

これを受けて、中井町長のお考えですとか、今の現状の進捗状況とか、そういったところをご報告いただければと思います。

野木議長

中井町長。

中井町長

ただいまのごみ問題の件の質問に答える前に、1点だけ、先ほど来冒頭の挨拶でもありましたワクチン接種の接種状況でございます。

これは当初V-SYSという形からVRSに国のほうが変えるということで、私たちの数字も全然違うなという形でした。本日、訂正が入りまして、当初の一番最初は19やったと思うんです。本日425人、12.3%ということで修正になっております。ですから、まだまだこれでもここから加速していかないといけないということでございますけれども、せっかくの機会でございますので公表させていただいたということでございます。

そして、ごみ問題でございます。

こちらのほうに関しては、ご指摘のように監査請求の監査結果が出ております。最後の監査委員からの意見にもありますように、今回の事務監査請求がなされたことを重く受け止め、将来の吉野町の一般廃棄物施策について、住民の経済的な負担を説明する際には、過去の脱退判断の適否を検証できるよう具体的な資料を持って住民に説明責任を果たせるよう求めるという意見をいただいております。

まさにごみの住民さんに対する経済負担、これは従来のおくらに加入していたときと、そして、脱退後のこの経済的な負担をしっかりと説明していくというふうな、改めて監査請求の意味を重く受け止めて、しっかりとそこをベースに進めていきたいと。

今その状況の中で在り方検討委員会の中、そしてまた一般廃棄物、ごみ処理基本計画を3月に提案させていただきました。ここの提言書にもありますけれども、橿原市への処理委託が令和6年3月まで。この計画においても、他の自治体や組合等への処理委託ができるよう最優先に交渉することと言われております。

それを踏まえて私自身も、この辺に関しては様々なアンテナを広げて、現在、他の自治体への優先的に交渉するという動きをさせていただいております。

ただ、ここはそれぞれの自治体にはごみの処理施設があつて、地元住民の方がおられます。ここは慎重に、そして、なおかつこの事務監査請求に基づいて、経済的に今とどうなるのか、そして先も含めてどうなるのかということをしつ

かりと調整しながら、時が来たときにはある程度この中で、また説明できるタイミングが来れば、ぜひ議会の皆様方、そして町民の皆さん方にも説明できるタイミングを図っていきたいなということでございまして、今、交渉をアンテナを広げて精いっぱい努めているところでございます。

以上です。

野木議長 上議員。

上議員 今のお話はよく分かります。

アンテナを広げておられましたけれども、この3か月間では何かしら進展するような内容はなかったということよろしいですか。

野木議長 中井町長。

中井町長 まだまだ議会の皆様さん方に説明するところまでは至っていないということでございます。

野木議長 上議員。

上議員 毎回私もこの内容について、ご質問させていただきますので、詳細分かりましたら、都度教えていただけましたらと思います。

これずっと続く問題でもありますので、また皆さんもこの内容については知りたいというふうに私もよくご連絡や来ていただいて激励を受けていますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

野木議長 一般質問を終わります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

明日、4日から常任委員会・特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審査をお願いしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。

6月4日 午前10時 総務文教厚生委員会

6月5日 休会

6月6日 休会

6月7日 午前10時 産業建設委員会

6月8日 予備日

6月9日 午前10時 予算決算特別委員会予備日

6月10日 予備日

6月11日 午後3時 本会議（第2日目）

を開会いたします。

明日からの委員会には、十分な審査を賜りますようお願いいたします。

本日はこれもちまして、散会することといたします。ご協力ありがとうございました。

（ 午後 2時34分 散会 ）

令和3年第2回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和3年6月11日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 6月11日 午後 3時00分開会
4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠
3番 上佳宏 4番 下中一平
5番 山本義史 6番 上滝義平
7番 野木康司 8番 中西利彦
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町 長 中井章太 副町長 和田圭史
教育長 森本弥寿則 協働推進担当参事 北谷隆範
総務課長 戸毛祥博 政策戦略課長 小西修司
協働のまち推進課長 山本剛 町民税務課長 藤本和彦
長寿福祉課長 吉村直樹 暮らし環境整備課長 森脇登志男
農林振興課長 中尾勇 産業観光課長 辻中哲也
教育次長 上林勝則 生涯学習課長 紙森智章
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局 長 坂本やよい 主 査 中出敬子
10. 議事日程
日程1 委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・予算決算特別委員会）
日程2 議第23号 令和3年度吉野町一般会計補正予算（案）第2号について
日程3 要望等
追加議案等

- | | | |
|------|---------|------------------------------------|
| 日程 4 | 議第 24 号 | 動産の買入れに係る財産の取得について |
| 日程 5 | 議第 25 号 | 動産の買入れに係る財産の取得について |
| 日程 6 | 同第 3 号 | 吉野町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程 7 | | 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について |
| 日程 8 | | 議員派遣について |

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 6月3日の本会議で、各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長報告を願います。

まず総務文教厚生委員会 西澤巧平委員長にお願いします。

西澤議員

総務文教厚生委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託されました議案等はありませんでしたが、調査・審査の結果等につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、6月4日午前10時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、総合計画前期基本計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略については、第5次吉野町総合計画前期基本計画と、第2期吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の両計画の策定及び計画年度、総合戦略と総合計画の各施策との関係、並びに5年後に実現したい姿である基本方針を目標として掲げ、各施策の現状と課題、施策の達成度を計測するための指標、行政の主な取組、施策に係る個別計画を示した基本計画の34施策の報告を受けました。

次に、学校跡地利用指針検討業務の進捗状況については、小中一貫教育校の開校に伴い、閉校となる吉野・吉野北両小学校の施設及び跡地利用の検討スケジュールについて報告があり、本委員会としては、両校とも今後の利活用の目的によって諸条件が異なるので、本委員会で可能性のある利活用について十分検討し、周辺住民並びに関係者の意見を広く聞いて、方向性を定めるよう求めました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の執行状況等については、令和2年度の執行状況について、観光・商工業の分野で1億5,673万1,000円、町民生活・教育子育ての分野で1億3,217万1,000円並びに自治会や役場庁舎

等の公的施設等へのコロナ対策設備・備品等の配備で5,526万5,000円の合計3億4,416万7,000円であるとの報告を受けました。

次に、新型コロナワクチン接種については、理事者側より9月末までには町内全住民の接種を目指すこととし、また優先順位としては、65歳以上の方、そして基礎疾患をお持ちの方、その後一般枠の順になりその一般枠では企業等でも接種を進めていくこと並びに接種に要する予算について当初予算編成時から接種体制等に変更があったため、約6,000万円の補正予算を専決したい旨の説明がありました。

本委員会としては、64歳以下の方についても優先順位を決めて接種を進めること並びに各地で発生している残ったワクチンの有効活用等、計画性をもって接種を進めるよう求めました。

次に、吉野町立小中一貫教育校「吉野さくら学園」の開校に向けては、令和4年4月に開校を予定し現在校舎等の整備工事が行われている。吉野町立小中一貫教育校「吉野さくら学園」が目指す9年間をつなぐ魅力ある教育課程、本町独自の魅力ある教育、豊かな人間関係を醸成する交流活動並びに小中学校での共通した指導等の教育内容について、教育長から説明を受けました。

以上が本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会所管事項について、継続して審査できるよう申し出いたしまして、総務文教厚生委員会委員長報告を終わります。

野木議長

続いての委員長報告の準備をさせますので、自席にて待機願います。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアルコール消毒を実施)

産業建設委員会 下中一平委員長にお願いします。

下中議員

産業建設委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、産業建設委員会に付託されました議案等の審査、並びに結果につきましてご報告を申し上げます。

本委員会は、6月7日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。

先ず、上市 横町町内会長 松本滋夫氏・上之町町内会長 浜田賢司氏より提出されております町道舗装改修工事の要望については、理事者側から、町道上市16号線は、約20年前に景観を考慮しカラー舗装で約360メートルの区間を整備したが、老朽化により各所で剥離や陥没状態である旨の報告を受け、本委員会といたしましては、全面改修工事の必要性は十分理解できるものではありませんが、今後の財政状況並びに他地区との整合性を勘案し、改修方法等については十分精査したうえで対応をいただきたいと申し添え、本要望を採択することといたしました。

次に、宗教法人金峯山寺 代表役員 五條良知氏より提出されております国宝宝蔵王堂の防災設備整備工事に伴う助成願い並びに宗教法人東南院 住職 五條良知氏より提出されております県指定文化財木造大日如来坐像の保存修理に伴う補助願いについては、理事者側より本要望についての、町の補助金要綱について説明を受け、いずれも町内に存する国宝あるいは重要文化財であり、後世に伝え、受け継ぐための必要性は十分理解できるものとして、町の補助金交付基準等について詳しく質疑を行い、本委員会としては異議なく両要望を採択することといたしました。

また、付託議案以外に町当局から、次の2つの事業等について、説明及び報告を受けました。

1点目は、ワールドマスターズゲームズについて、2点目は、吉野町の農林業の取組みについてであります。

先ず、1点目のワールドマスターズゲームズについては、大会は、2022年5月13日から29日までの期間で開催され、そのうち吉野町の津風呂湖カヌー競技場ではカヌースプリント競技が、2022年5月20日から23日までの4日間の日程で開催されることに伴い大会準備並びに会場周辺整備等の進捗状況の報告を受けました。

本委員会としては、大会を無事開催することはもちろん、大会後のカヌーを活用した津風呂湖周辺地域の活性化の取組みについても大会前から準備等を進

めていくよう求めました。

2点目の吉野町の農林業の取組みについては、主管する農林振興課より、今年度の新規事業の一つである、美しい農地景観を守るまちづくりや、集落営農の取組みを進める農地保全活動推進事業の進捗状況の説明・報告を受けました。

本委員会としては、農林業の活性化を目指して今年度予定されている未整備森林自然林化事業、混交林誘導整備事業並びに継続して実施している鳥獣害対策事業を含め、各事業を着実に推進していくよう求めました。

以上が本委員会における調査・審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会所管事項について、継続して審査できるよう申し出いたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。

野木議長

続いての委員長報告の準備をさせますので、自席にて待機願います。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアルコール消毒を実施)

次に予算決算特別委員会 山本義史委員長にお願いします。

山本議員

予算決算特別委員会の委員長報告を行います。

本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託されました議案等の審査、並びに結果等につきましてご報告を申し上げます。

本委員会は、6月9日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。

議第23号「令和3年度吉野町一般会計補正予算(案)第2号について」は、先ず、補正予算の概要として、補正規模1,699万1,000円の増額で予算の総額を62億9,796万1,000円とするものであり、地方債の補正としては、河川整備事業を目的とする起債の限度額を220万円増額して500万円とし、消防施設整備事業を目的とする起債の限度額を610万円減額して2億8,480万円にそれぞれ変更するものであるとの説明がありました。

主な歳入の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,465万8,000円の増額、子育て世帯生活支援特別給付金補助金432万4,000円の増額、消防力強化支援事業補助金610万円を増額し、地方債を同額の610万円減

額すること、本年4月の人事異動等に伴い、歳出が減額したことにより繰越金519万1,000円の減額、及び南和広域医療企業団派遣職員減に伴う900万円の減額等であります。

主な歳出の補正は、新型コロナウイルス感染症対策関連といたしまして、議会運営事業で可動型会議用マイクセット購入費用926万2,000円、庁舎等管理事業でアクリルパーテーション購入費用165万円、子育て世帯生活応援事業で児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯への商品券配布336万2,000円、子育て世帯生活支援特別給付金事業で、国の補助を受け、児童扶養手当受給世帯のうち住民税非課税世帯へ給付する費用として432万4,000円、町内のこども園・学童保育所・小中学校に紫外線滅菌庫購入費用176万円、事業所継続応援事業で設備等を行った事業者への補助金483万円など計2,518万8,000円の増額であります。

その他の事業といたしましては、本年4月の人事異動等に伴う各款における職員給与費の補正が総額2,233万4,000円の減額と、吉野広域行政組合民生費負担金が派遣職員の増に伴い1,413万7,000円の増額である旨の説明を受け、審査をいたしました。

本委員会といたしましては、全会一致をもって承認といたしました。

以上、本委員会に付託されました議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

野木議長

続いての準備をさせますので、自席で待機願います。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアルコール消毒を実施)

上程議案の採決に入ります。

日程2 議第23号「令和3年度吉野町一般会計補正予算(案)第2号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決しました。

日程3 「要望等について」

産業建設委員会に付託いたしました上市横町町内会長 松本滋夫氏 他1名より提出されております「町道舗装改修工事の要望について」は、先ほどの委員長報告は採択でございます。

本要望について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本要望を先ほどの委員長報告のとおり採択することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本要望は委員長報告のとおり採択することに決しました。

続きまして、産業建設委員会に付託いたしました宗教法人金峯山寺 代表役員、五條良知氏より提出されております「蔵王堂の防災設備整備工事に伴う助成願いについて」は、先ほどの委員長報告は採択でございます。

本要望について、意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本要望を先ほどの委員長報告のとおり採択することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本要望は委員長報告のとおり採択することに決しました。

続きまして、産業建設委員会に付託いたしました宗教法人東南院 住職 五條良知氏より提出されております「文化財保存修理事業に対する助成のお願い」については、先ほどの委員長報告は採択でございます。

本要望について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本要望先ほどの委員長報告のとおり採択することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本要望は委員長報告のとおり採択することに決しました。

追加議案が出ております。

日程 4 議第 24 号「動産の買入りに係る財産の取得について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。戸毛総務課長。

戸 毛
総 務 課 長

それでは、議第 24 号「動産の買入りに係る財産の取得について」説明をいたします。提出議案等説明資料 1 ページをご覧ください。

取得品目につきましては、小型動力ポンプ付積載車 2 台でございます。配置場所は「中竜門第 3 分団三茶屋・色生・小名地区」でございます。取得目的については「消防防災整備」、取得金額は「1,430 万円うち消費税に相当する額は 130 万円」、契約の方法は「指名競争入札」によるものでございます。

契約の相手方は「大阪市住吉区万代東 1 丁目 5 番 22 号 小川ポンプ工業株式

会社 代表取締役 小河元」でございます。支出科目につきましては、8款「消防費」1項「消防費」3目「消防施設費」17節「備品購入費」でございます。

なお、令和4年2月28日を納期とさせていただいております。またその他の仕様につきましては、議案添付の仕様書に記載をさせていただいております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって議第24号について委員会の付託を省略することに決しました。

議第24号「動産の買入れに係る財産の取得について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することにございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案を可決することに決しました。

日程5 議第25号「動産の買入れに係る財産の取得について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。戸毛総務課長。

戸 毛
総務課長

それでは議第 25 号「動産の買入りに係る財産の取得について」ご説明いたします。

提出議案等説明資料 2 ページをご覧ください。

取得品目につきましては「消防ポンプ自動車 CD-I 型 1 台」でございます。配置場所は「吉野第二分団丹治地区」でございます。取得目的については「消防防災施設整備」取得金額は「2,277 万円うち消費税に相当する額は 207 万円」契約の方法は「指名競争入札」契約の相手方は「兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3 株式会社モリタ関西支店 支店長 土居 典生」でございます。

支出科目につきましては、8 款「消防費」1 項「消防費」3 目「消防施設費」17 節「備品購入費」でございます。

なお、納期につきましては、令和 4 年 2 月 28 日とさせていただきます。また、その他の仕様につきましては、議案書添付の仕様書に記載をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって議第 25 号について委員会の付託を省略することに決しました。

議第 25 号「動産の買入りに係る財産の取得について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案を可決することに決しました。

日程6 同第3号「吉野町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。中井町長。

中 井 町 長

丸本義嗣氏のご紹介をさせていただきます。

なお、経歴につきましては議案書に記載させていただいております。

丸本義嗣氏は経歴にもありますように、昭和47年3月に奈良県立吉野工業高等学校を卒業され、現在は建築設計事務所を営まれております。

また平成28年からは、吉野町民生児童委員を務められており、町政・地域活動のためにご尽力されております。これまでの多方面にわたる知識と経験を生かし、委員としてご活躍いただけると確信しております。

どうぞよろしく願いいたします。

野 木 議 長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本件を同意することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件を同意することに決しました。

日程7 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

それぞれの委員長より、会議規則第75条の規定によって所管事項について閉会中の継続審査の申し入れがありますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員長の申し出のどおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程8 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第128条の規定によりお手元に配付のとおり議員派遣をいたしたいと思いますが異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣をいたすことに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議はすべて議了いたしました。

おはかりします。

これをもって本定例会を閉会したいと思います。これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたり町長のごあいさつをお願いします。

中井町長。

中井町長

閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

まずは6月定例会に上程させていただきました議案、すべてご承認いただき誠にありがとうございます。

付託議案は少なかつたですけれども委員会等で活発な議論をいただきましたことを心より感謝を申し上げます。

6月定例会、4月1日の機構改革以降、初めての定例会でございました。コ

ロナの影響により、ワクチンPTの発足など予定しておりました事業もまだまだ進捗状況においては進まない点もございます。議員各位におかれましてはご指導賜りますよう改めてよろしくお願いいたします。

そして、コロナの交付金の活用、今回の補正予算でも若干上程させていただきました。いろいろな状況の変化によってコロナ交付金の活用、この交付金は、地方創生臨時交付金の中でも地域の実情によって用途の制限はない、瞬時瞬時に対応できる体制で、また改めて臨時会、そしてまた定例会に上程をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

そして、当面の希望する65歳以上の高齢者、7月末までに終了するということを前提にできる限り64歳以下スムーズに移行できますように体制を整えて参ります。そしてこれからオリンピック、また大雨、自然災害が考えられます。感染拡大を抑えられるように、検査体制も強化してより町民の皆さん方が安全安心に過ごせる体制をとって参りたいと思いますので議員の各位におかれましてもご指導・ご協力をよろしくお願い致します。

改めまして、本日の定例会以降、また閉会中の所管の事務について調査いただけるということでございます。議員各位におかれましても健康に留意されて議員活動を改めてお願いを申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

野木議長

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することができました。

ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。

これをもちまして、令和3年第2回吉野町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 3時36分 閉会)